

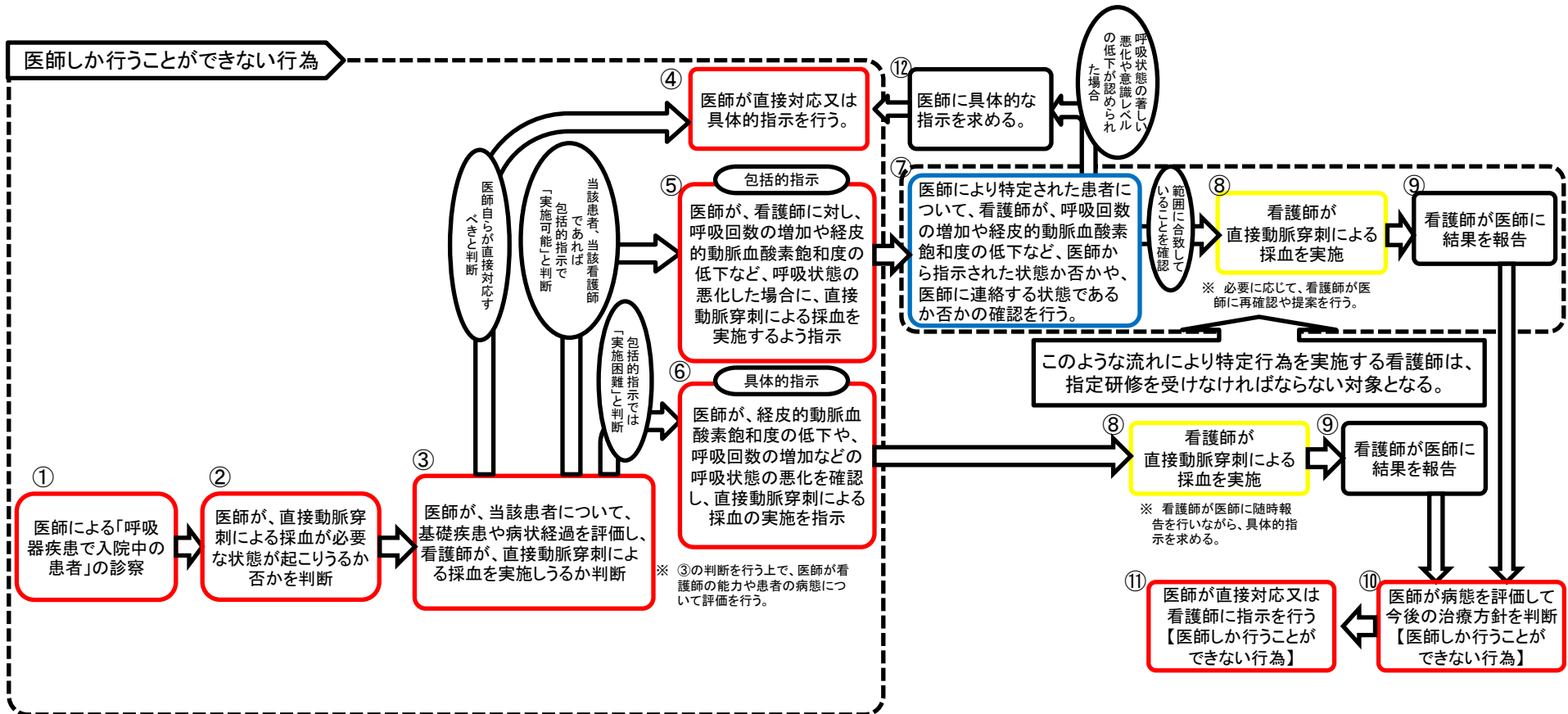
包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)

資料2 別添1

- 資料1－2に示した「包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(案)」に沿って作成した、下記一覧にある行為の流れのイメージを次頁に示す。
- ここに提示した包括的指示・具体的指示の流れは一例であり、これ以外にも様々な指示内容が考えられる。

行為番号	行為名	頁	行為番号	行為名	頁
2	直接動脈穿刺による採血	2	95	PCPS(経皮的心肺補助装置)等補助循環の管理・操作	23
57	気管カニューレの交換	3	96	大動脈バルーンパンピング離脱のための補助頻度の調整	24
59	経口・経鼻気管挿管チューブの位置調節	4	109・110・112 －2	胃ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換	25
60	経口・経鼻気管挿管の実施	5	113	膀胱ろうカテーテルの交換	26
61	経口・経鼻気管挿管チューブの抜管	6	131	病態に応じたインスリン投与量の調整	27
62	人工呼吸器モードの設定条件の変更	7	133	脱水の程度の判断と輸液による補正	28
63	人工呼吸管理下の鎮静管理	8	137	急性血液浄化に係る透析・透析濾過装置の操作、管理	29
64	人工呼吸器装着中の患者のウィーニングの実施	9	147－1	持続点滴投与中薬剤(降圧剤)の病態に応じた調整	30
66	NPPV(非侵襲的陽圧換気療法)モードの設定条件の変更	10	151－1	持続点滴投与中薬剤(K、Cl、Na)の病態に応じた調整	31
69・70－2	褥瘡の血流のない壊死組織のシャープデブリードマン	11	152－1	持続点滴投与中薬剤(カテコラミン)の病態に応じた調整	32
74	創傷の陰圧閉鎖療法の実施	12	153－1	持続点滴投与中薬剤(利尿剤)の病態に応じた調整	33
79	橈骨動脈ラインの確保	13	154－1	持続点滴投与中薬剤(高カロリー輸液)の病態に応じた調整	34
80	PICC(末梢静脈挿入式静脈カテーテル)の挿入	14	165－1	臨時薬剤(抗けいれん剤)の投与	35
82	中心静脈カテーテルの抜去	15	170－1	臨時薬剤(抗精神病薬)の投与	36
86	腹腔ドレーン抜去(腹腔穿刺後の抜針含む)	16	171－1	臨時薬剤(抗不安薬)の投与	37
88	胸腔ドレーン抜去	17	173－1	臨時薬剤(感染徴候時の薬物)の投与	38
89	胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更	18	175－1	持続点滴投与中薬剤(糖質輸液、電解質輸液)の病態に応じた調整	39
90	心嚢ドレーン抜去	19	178－1	抗癌剤等の皮膚漏出時のステロイド薬の調整・局所注射の実施	40
91	創部ドレーン抜去	20	182	硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与・投与量の調整	41
93	「一時的ペースメーカー」の操作・管理	21	1002	褥瘡・慢性創傷における腐骨除去	42
94	「一時的ペースメーカー」の抜去	22			

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【2】直接動脈穿刺による採血～

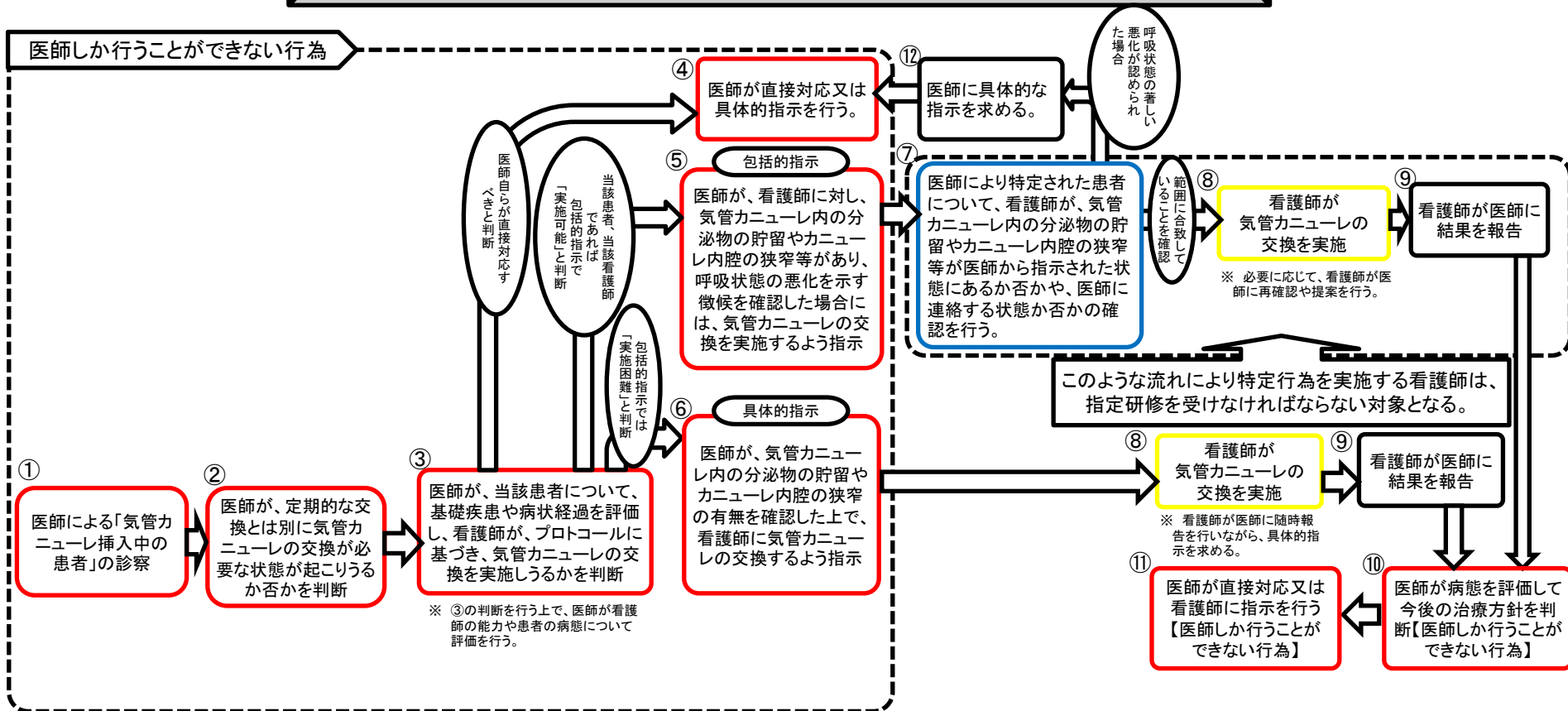


<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 呼吸回数の増加や、経皮的動脈血酸素飽和度の低下などの呼吸状態の悪化がみられた場合
→ 直接動脈穿刺による採血を実施
- 2) 努力呼吸の出現、意識レベルの低下、経皮的動脈血酸素飽和度の著しい低下など、呼吸状態の著しい悪化が見られた場合
→ 医師に連絡

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～ 【57】気管カニューレの交換 ～

医師しか行うことができない行為



<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

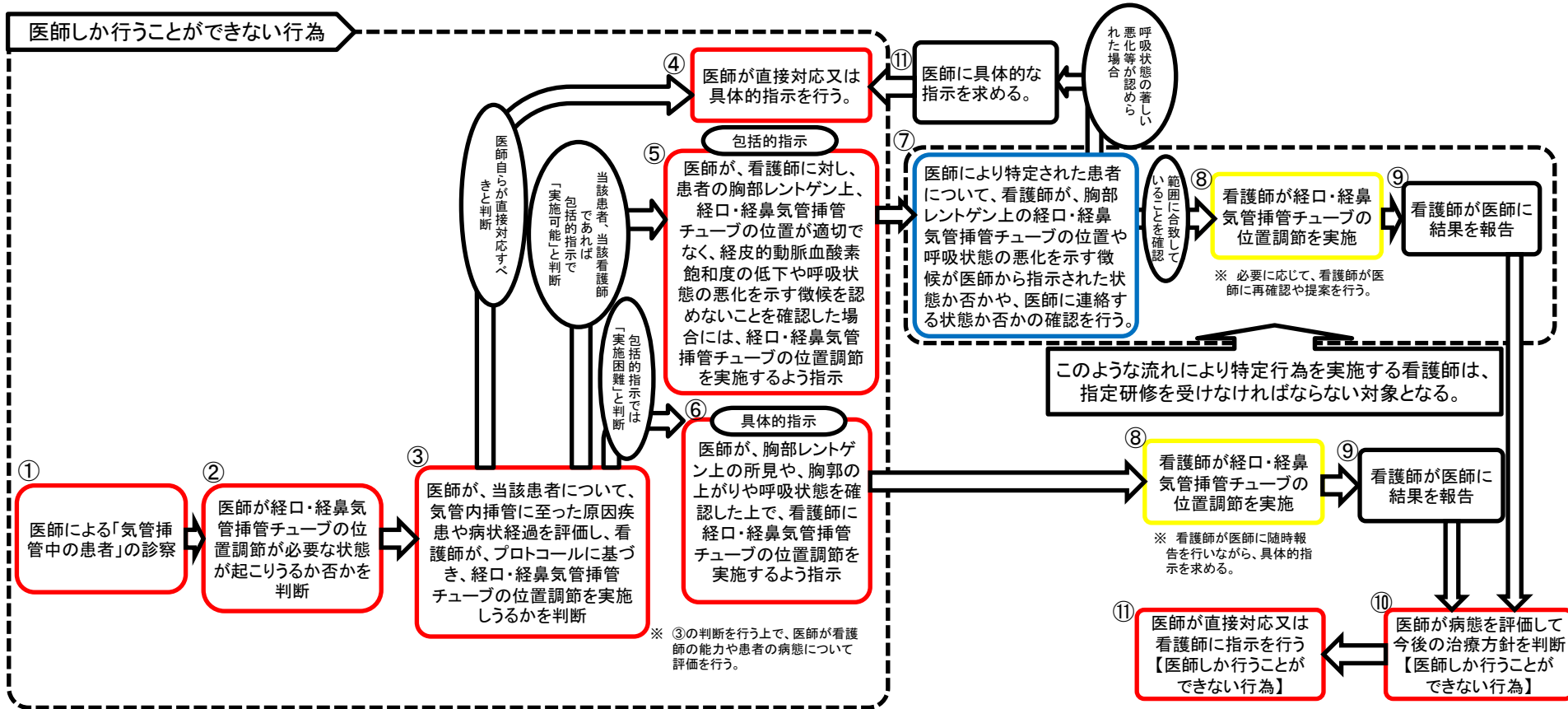
- 1) 気管カニューレ内の分泌物によるカニューレ内腔の狭窄があり、呼吸状態の悪化を示す徴候が認められた場合
→ 気管カニューレの交換を実施
- 2) 努力呼吸や意識レベルの低下、経皮的動脈血酸素飽和度の低下など、呼吸状態の著しい悪化が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
～【59】経口・経鼻気管挿管チューブの位置調節～

医師しか行うことができない行為



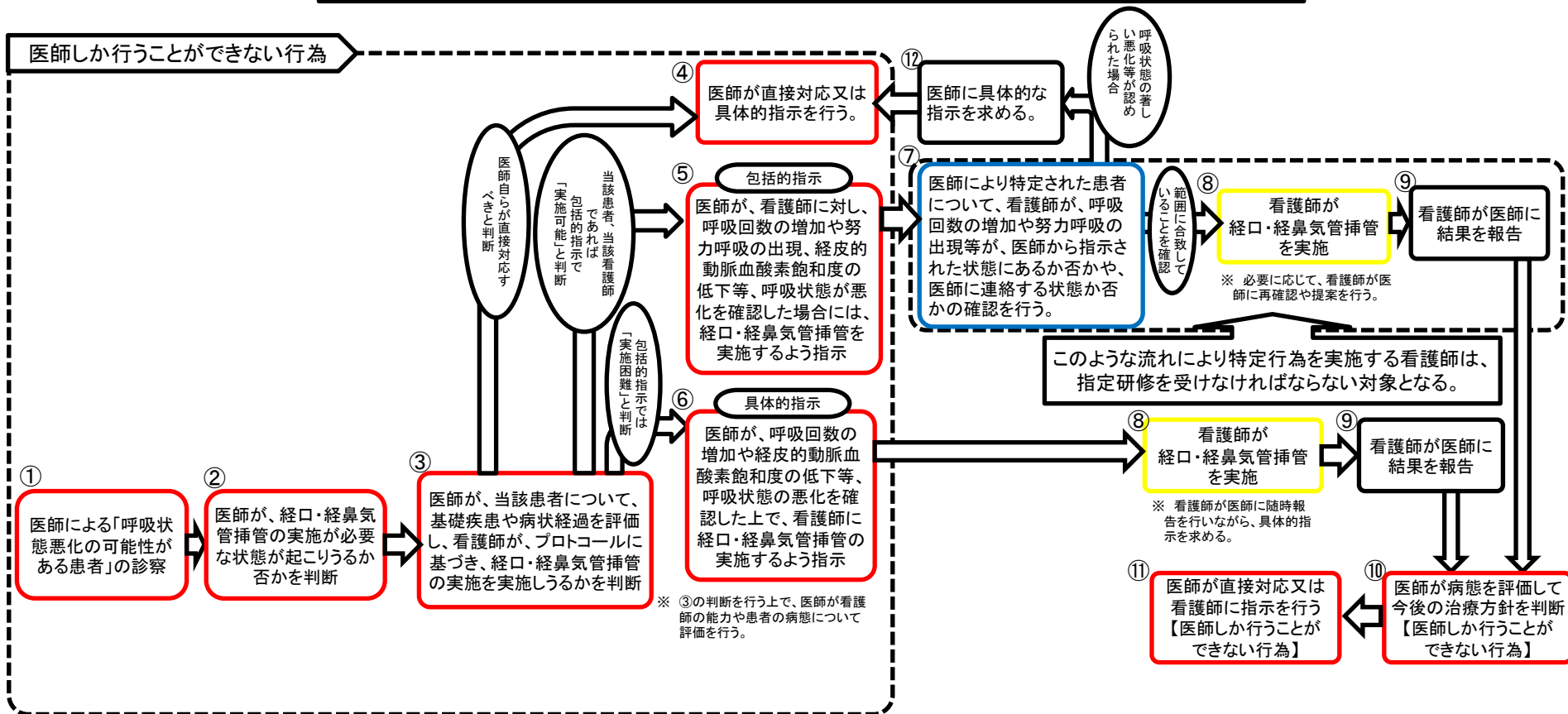
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 胸部レントゲン上、挿管チューブの位置が適切でなく、経皮的動脈血酸素飽和度の低下や呼吸状態の悪化を示す徴候が認められた場合
→ 経口・経鼻気管挿管チューブの位置調節を実施
- 2) 経皮的動脈血酸素飽和度の低下や、呼吸状態の著しい悪化が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【60】経口・経鼻気管挿管の実施～



<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

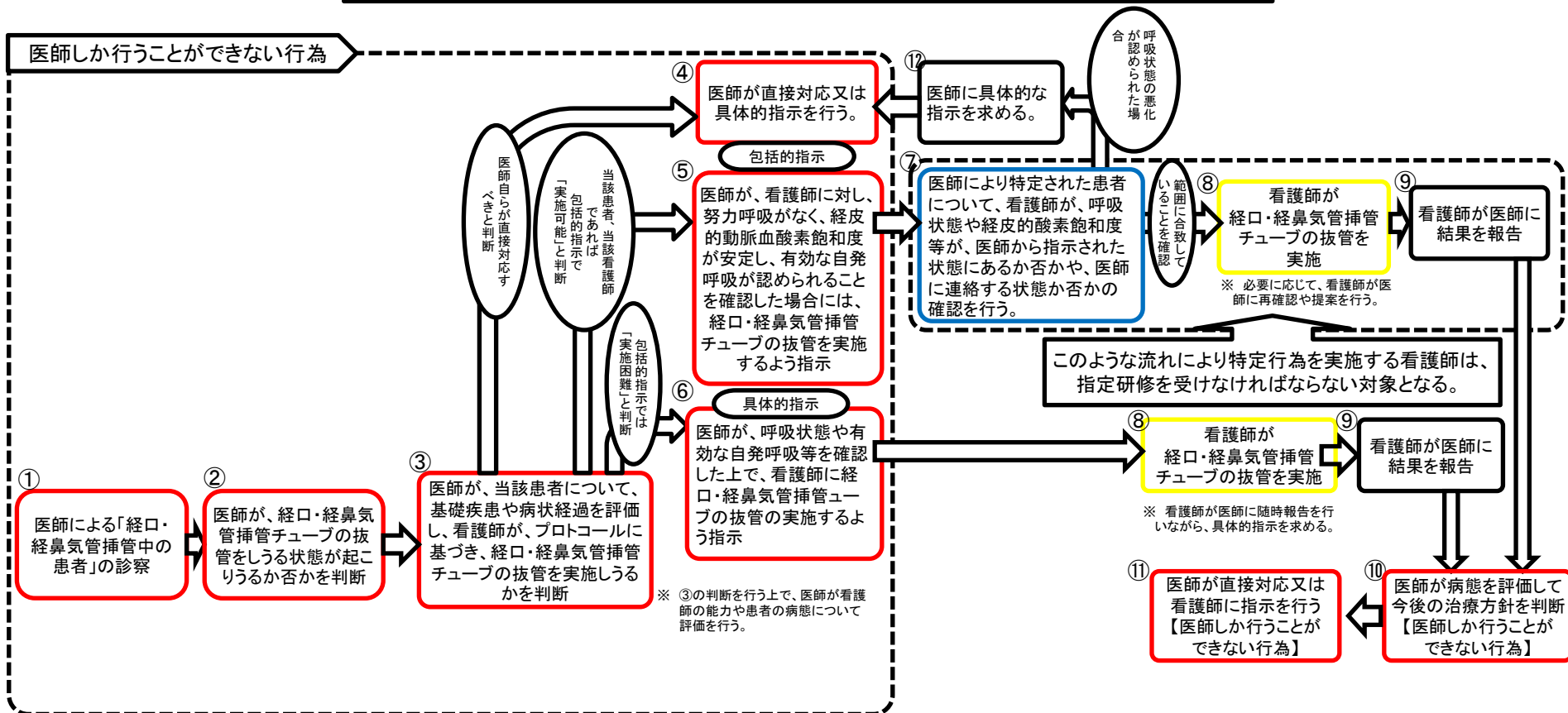
- 呼吸回数の増加や努力呼吸の出現、経皮的動脈血酸素飽和度の低下などの呼吸状態の悪化が認められた場合
 → 経口・経鼻気管挿管の実施
- 努力呼吸の出現や意識レベルの低下、経皮的動脈血酸素飽和度の著しい低下などの呼吸状態の著しい悪化が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
～ 【61】経口・経鼻気管挿管チューブの抜管 ～

医師しか行うことができない行為



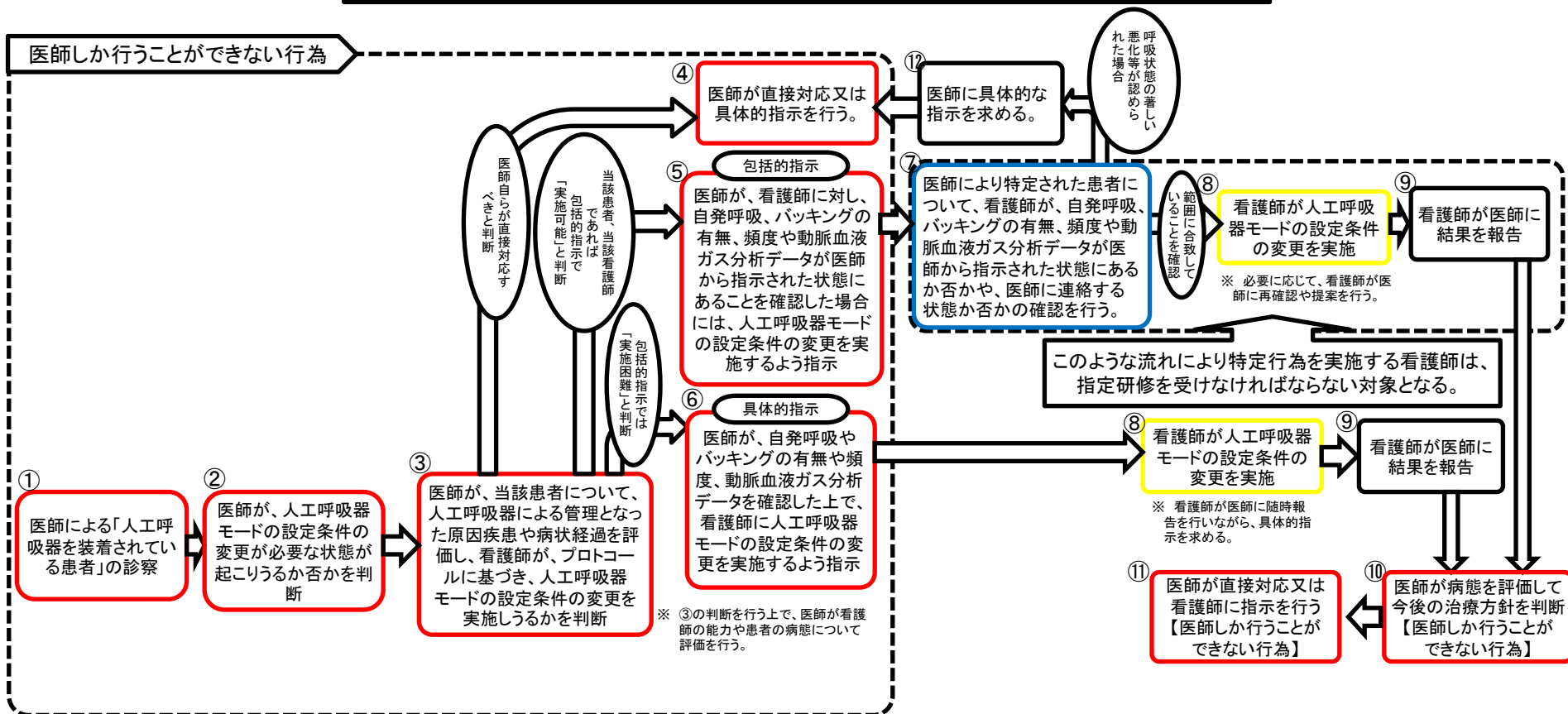
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 努力呼吸がなく、経皮的動脈血酸素飽和度が安定し、有効な自発呼吸が認められた場合
→ 経口・経鼻気管挿管チューブの抜管を実施
- 2) 努力呼吸の出現や意識レベルの低下、経皮的動脈血酸素飽和度の著しい低下など、呼吸状態の悪化が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～ 【62】人工呼吸器モードの設定条件の変更 ～



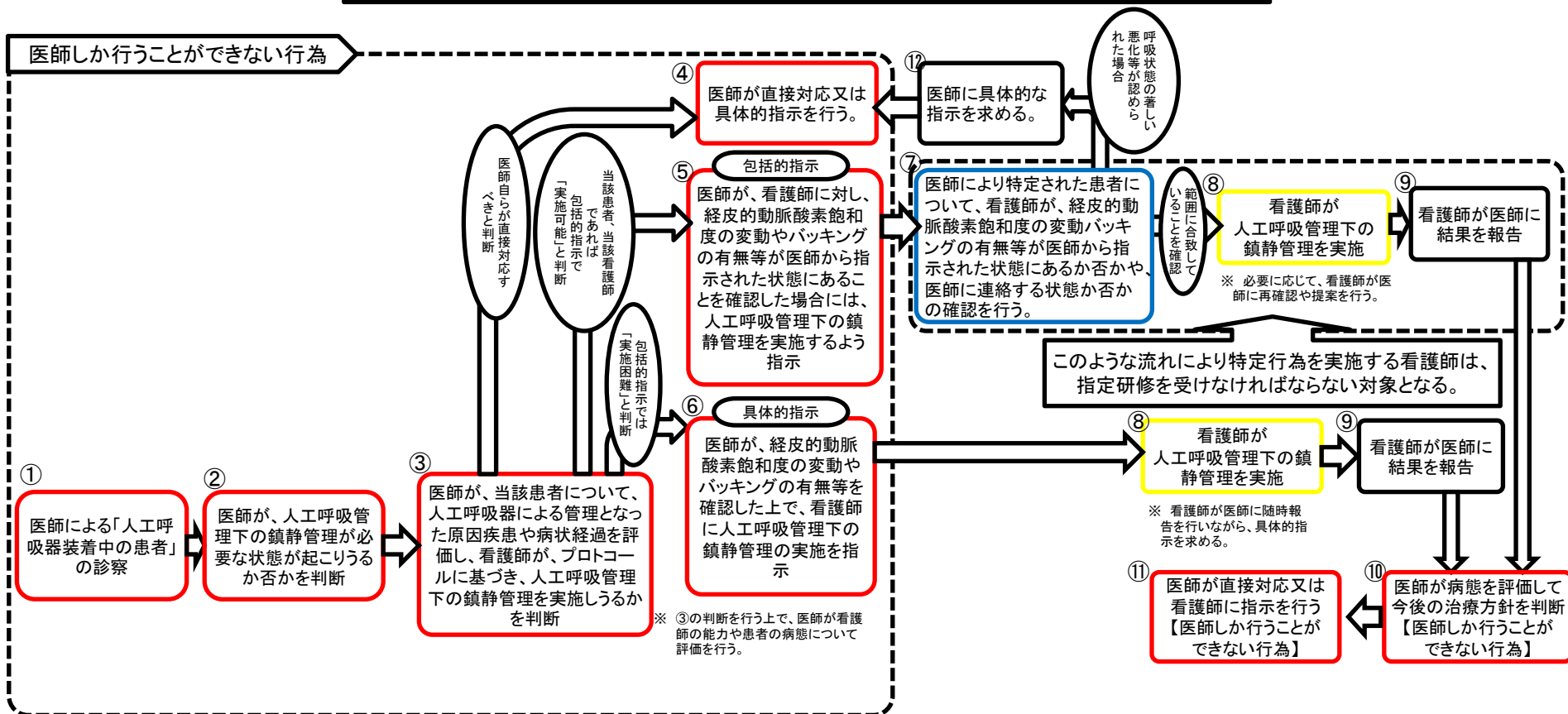
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 身体所見(自発呼吸の有無・頻度)及び検査結果(動脈血液ガス分析データ)が医師から指示された状態にある場合。
 → 人工呼吸器モードの設定条件の度合いを減じるための人工呼吸器のモードを変更する。
 (例: 人工呼吸器のモードをA/Cモード(補助/調整換気)からSIMVモード(同期的間欠的強制換気)に変更する。)
- 2) バックギングの頻度の増加、意識レベルの低下など呼吸状態の著しい悪化が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
～【63】人工呼吸管理下の鎮静管理～



＜⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ＞

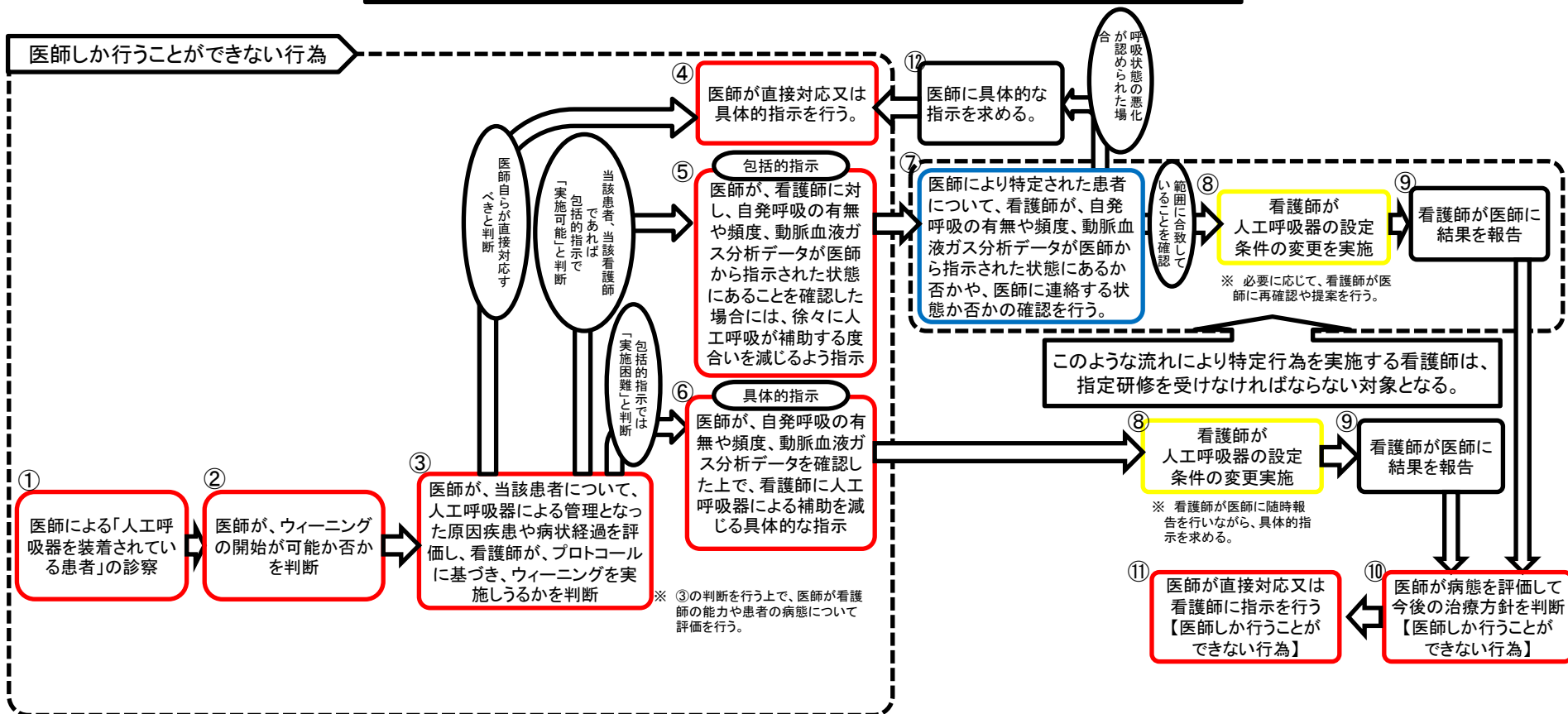
- 経皮的動脈酸素飽和度の変動やパッキングにともなう呼吸状態の悪化が認められた場合
→ 鎮静薬の増量を実施（鎮静薬の調整範囲等は医師が事前に指示）
- 呼吸状態の著しい悪化を認めた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(案)
 ～ 【64】人工呼吸器装着中の患者のウィーニングの実施 ～

医師しか行うことができない行為



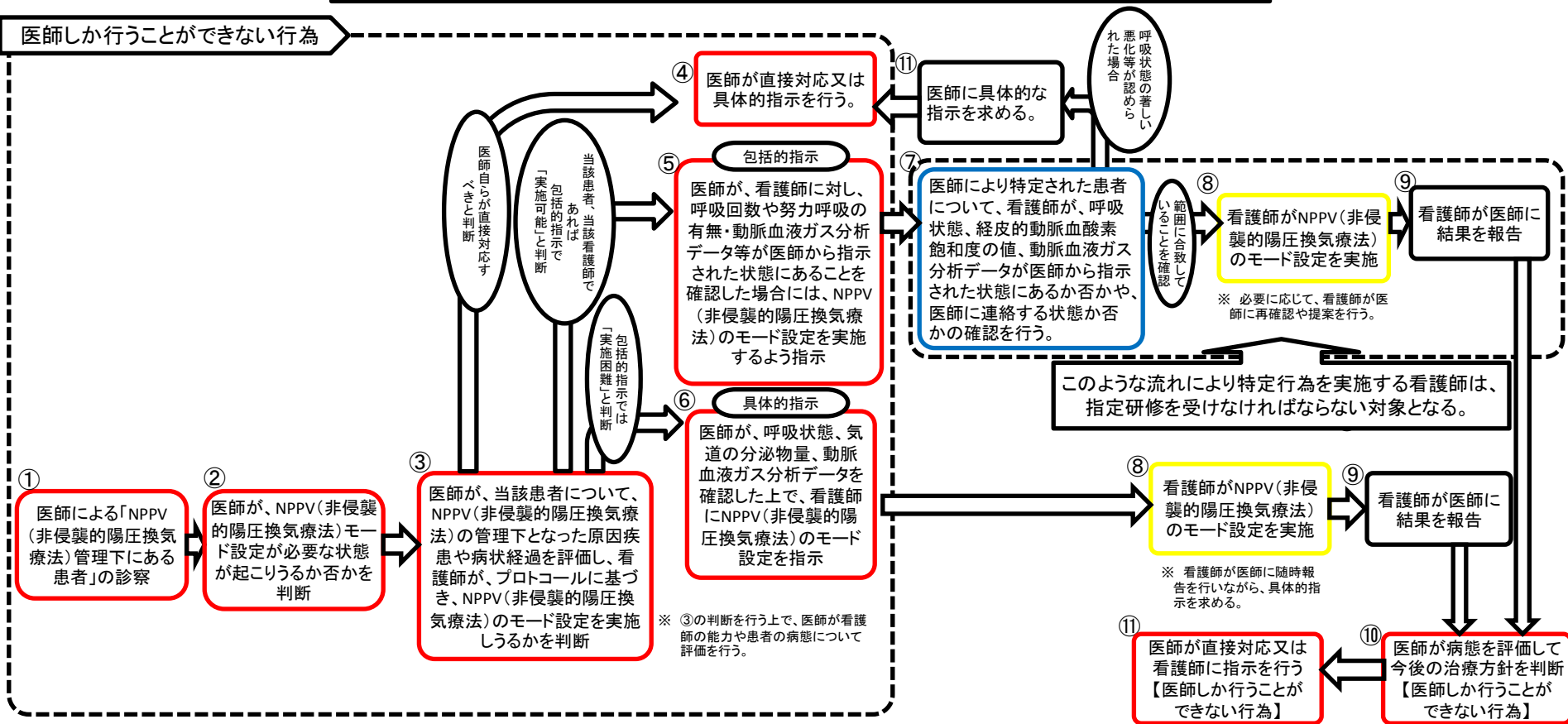
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 身体所見(自発呼吸の有無、頻度)及び検査結果(動脈血液ガス分析データ)が医師から指示された状態にある場合
 → 徐々に人工呼吸器が補助する度合いを減じるための人工呼吸器の設定条件を変更する(例: 人工呼吸器による換気回数の減)
- 2) 呼吸状態の悪化が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【66】NPPV(非侵襲的陽圧換気療法)モードの設定条件の変更～



＜⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ＞

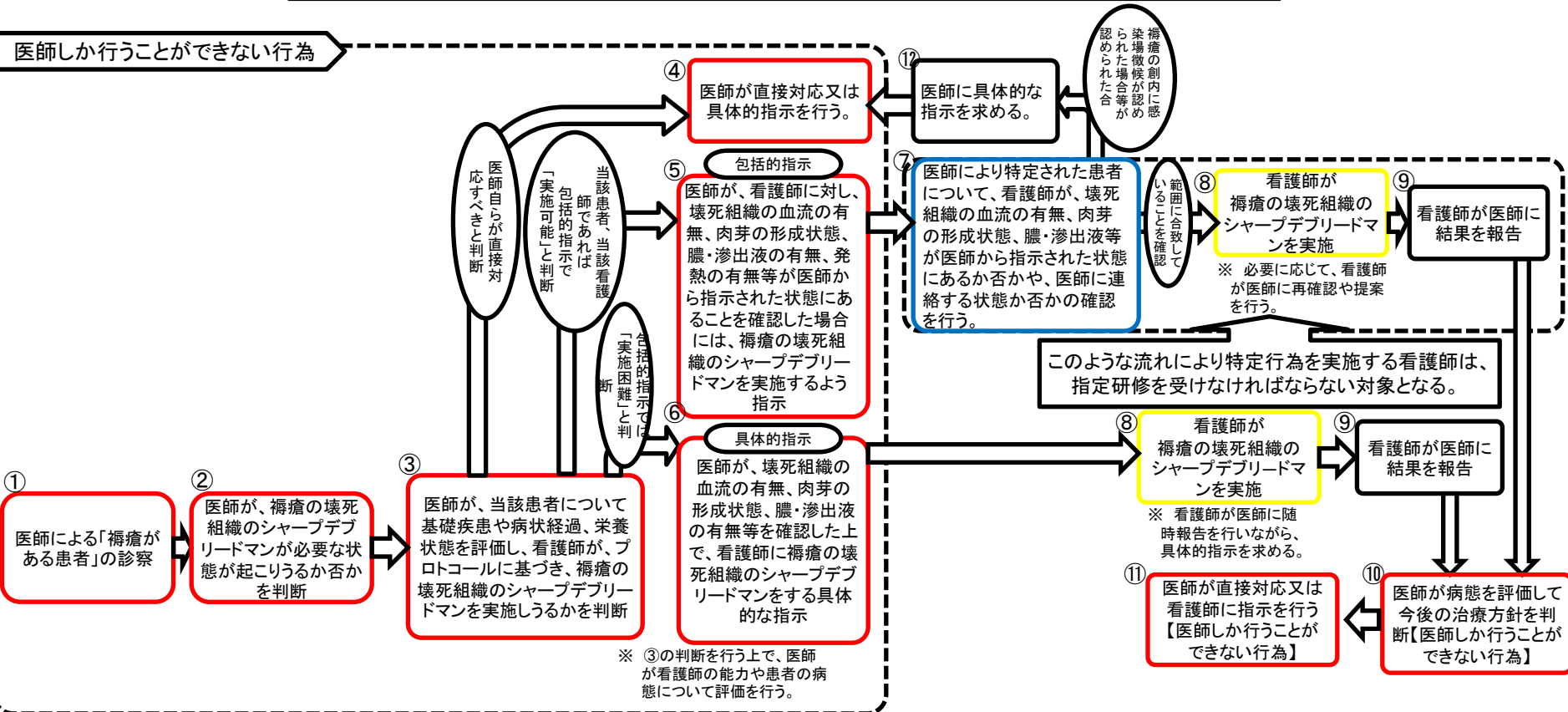
- 意識レベルの改善や換気量の増加を認め、検査結果(動脈血液ガス分析データなど)が医師から指示された状態にある場合
 → NPPV(非侵襲的陽圧換気療法)モード設定をTモードからS/Tモードに変更をする。
- 努力呼吸の増悪や意識レベルの低下、経皮的動脈血酸素飽和度の著しい低下など、呼吸状態の著しい悪化が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【69・70-2】褥瘡の血流のない壊死組織のシャープデブリードマン～

医師しか行うことができない行為



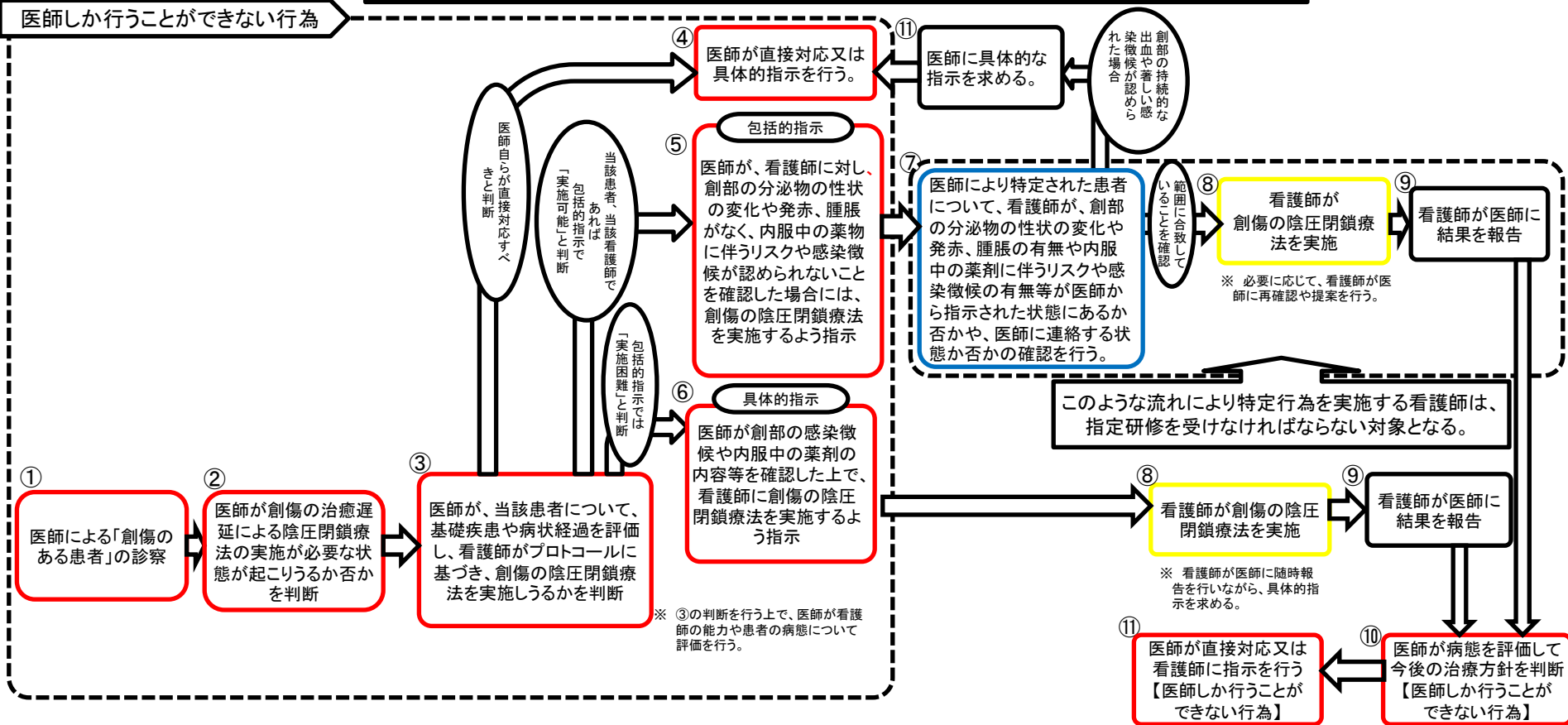
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 身体所見(血流がない壊死組織や膿・滲出液の有無、発熱の有無)が医師から指示された状態にある場合
 → 褥瘡の壊死組織のシャープデブリードマンを実施する
 (例: 血流のない壊死組織を確認した場合にピンセット等で取り除き、創部を洗浄する)
- 2) 褥瘡の創内に感染徴候が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
～【74】創傷の陰圧閉鎖療法の実施～



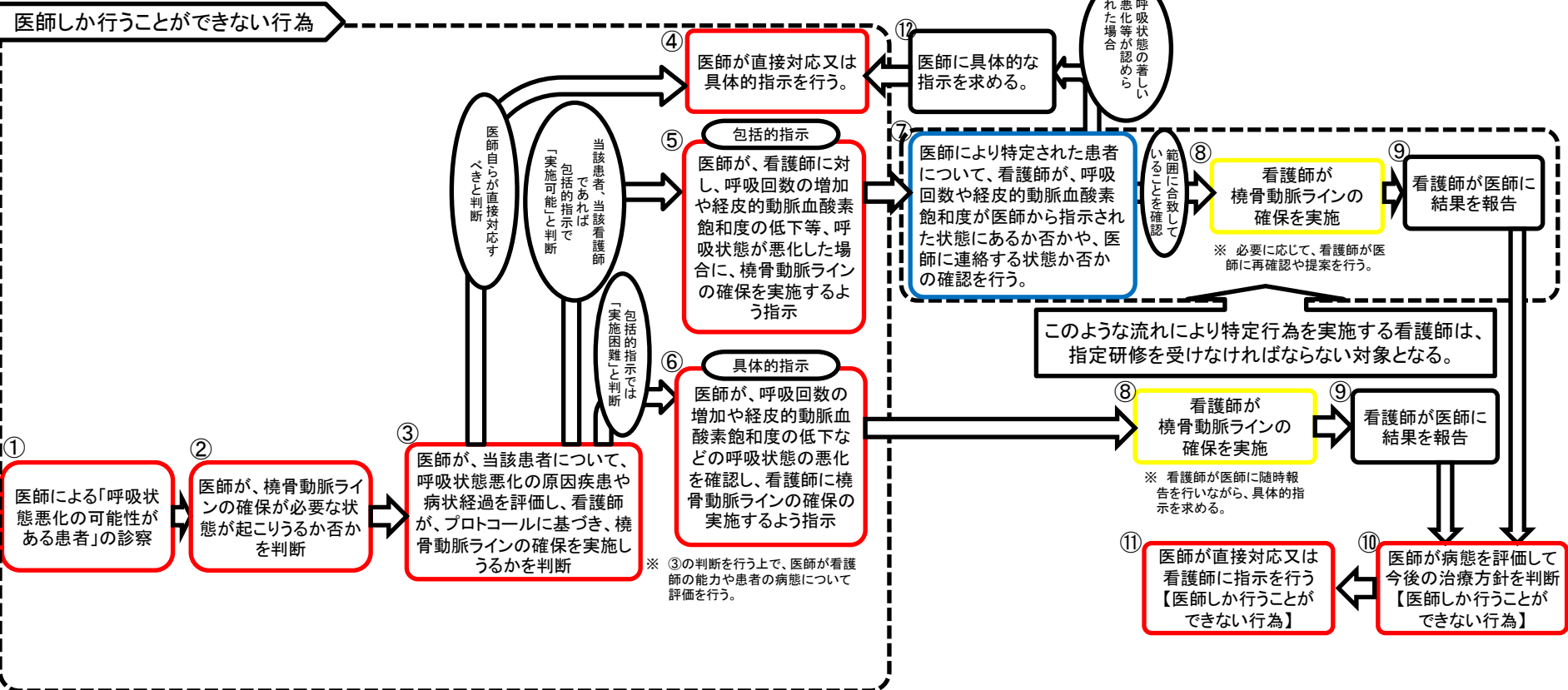
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 創部の壊死組織除去後、創底を確認し、創部の分泌物の性状の変化や発赤、腫脹がなく、投与中の薬剤に伴うリスクや感染徴候が認められない場合
→ 創傷の陰圧閉鎖療法を実施
- 2) 創部の持続的な出血や著しい感染徴候が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
～【79】橈骨動脈ラインの確保～



＜⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ＞

1) 呼吸回数の増加や、経皮的動脈血酸素飽和度の低下及び呼吸状態の悪化が認められた場合 → 橈骨動脈ラインの確保 (例: 頻回の採血が必要とされる場合や持続的な血圧のモニタリングが必要な場合)
2) 努力呼吸の出現、意識レベルの低下、経皮的動脈血酸素飽和度の著しい低下など、呼吸状態の著しい悪化が認められた場合 → 医師に連絡

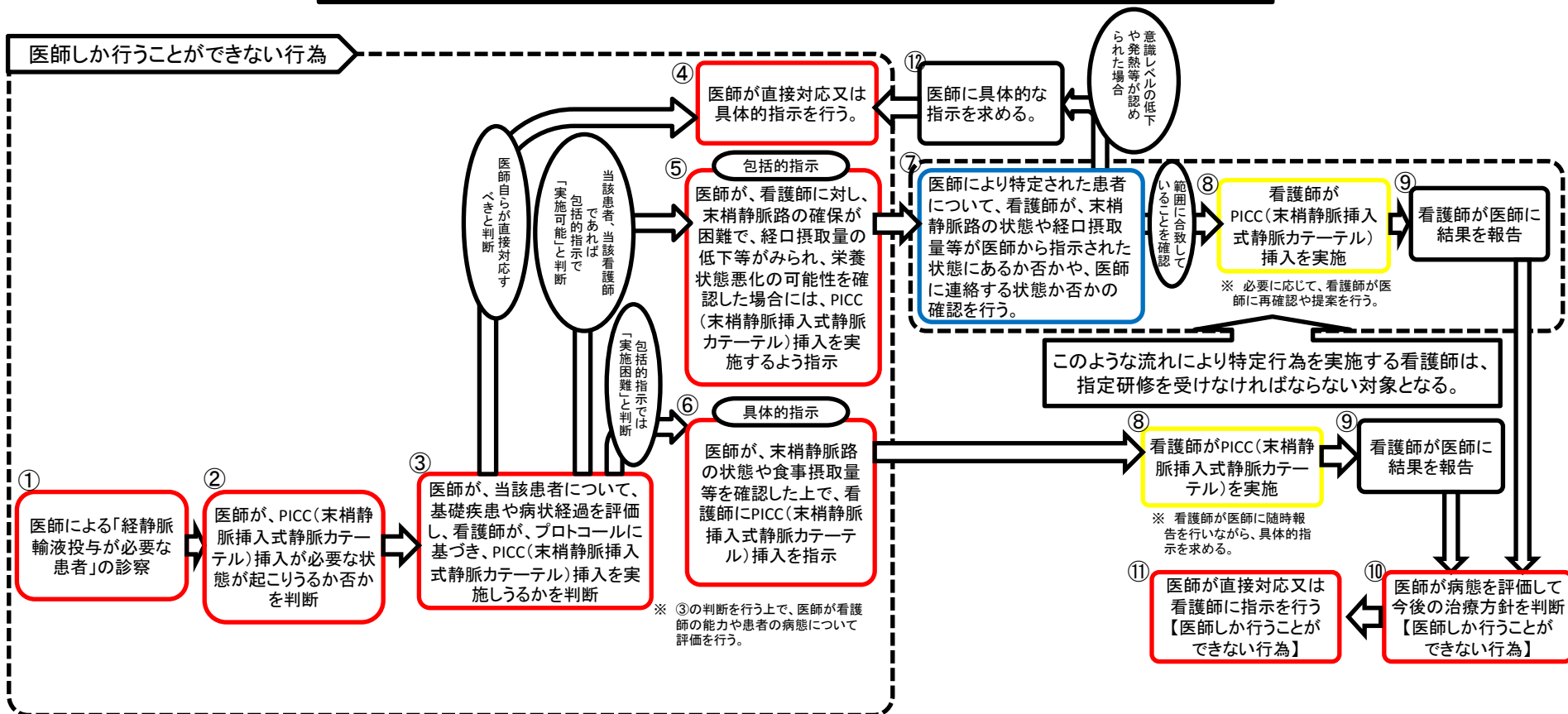
- 1) 呼吸回数の増加や、経皮的動脈血酸素飽和度の低下及び呼吸状態の悪化が認められた場合
→ 橈骨動脈ラインの確保 (例: 頻回の採血が必要とされる場合や持続的な血圧のモニタリングが必要な場合)
- 2) 努力呼吸の出現、意識レベルの低下、経皮的動脈血酸素飽和度の著しい低下など、呼吸状態の著しい悪化が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
～【80】PICC(末梢静脈挿入式静脈カテーテル)挿入～

医師しか行うことができない行為



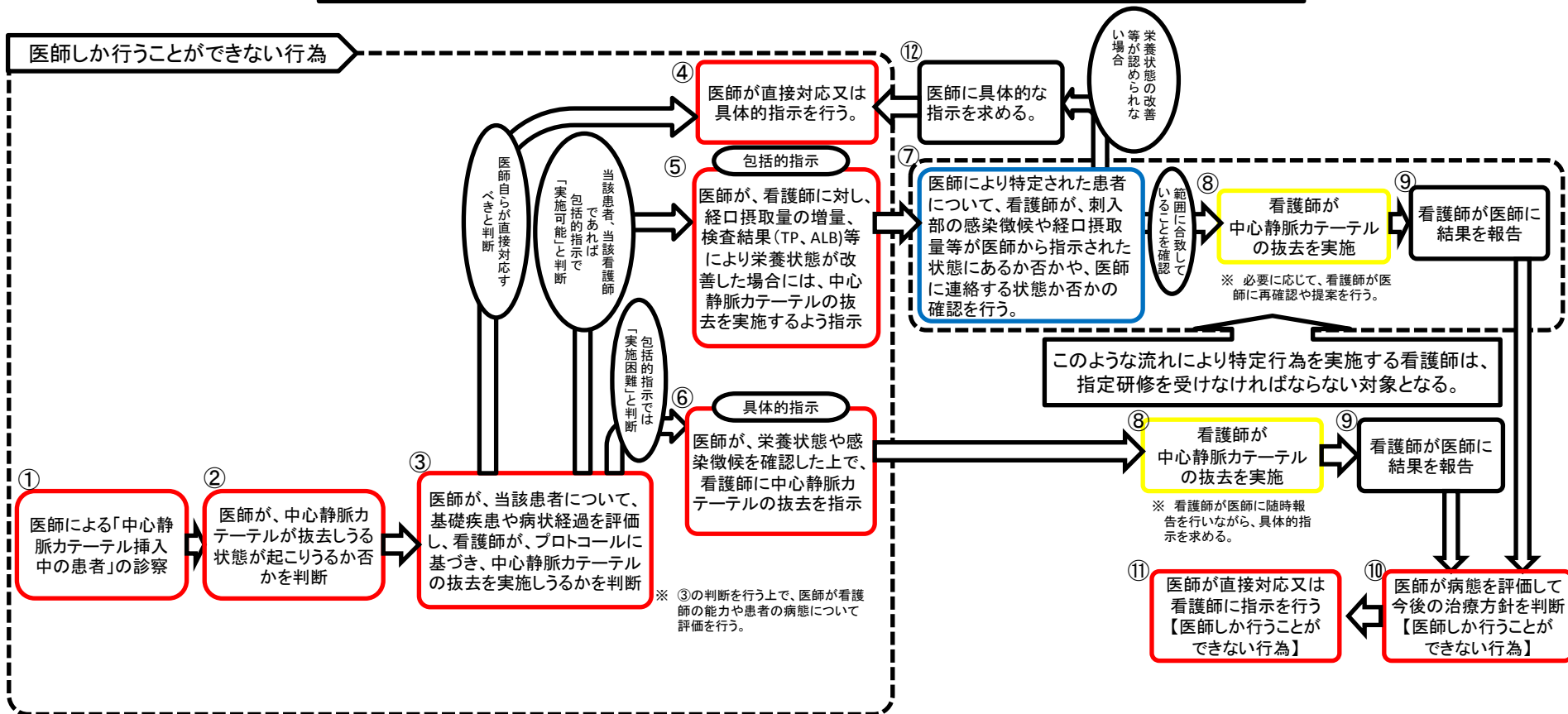
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 末梢静脈路の確保が困難で、経口摂取量の低下が認められ、栄養状態悪化を示す徴候が認められた場合
→PICC(末梢静脈挿入式静脈カテーテル)挿入を実施
- 2) 意識レベルの低下や発熱等が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【82】中心静脈カテーテルの抜去～



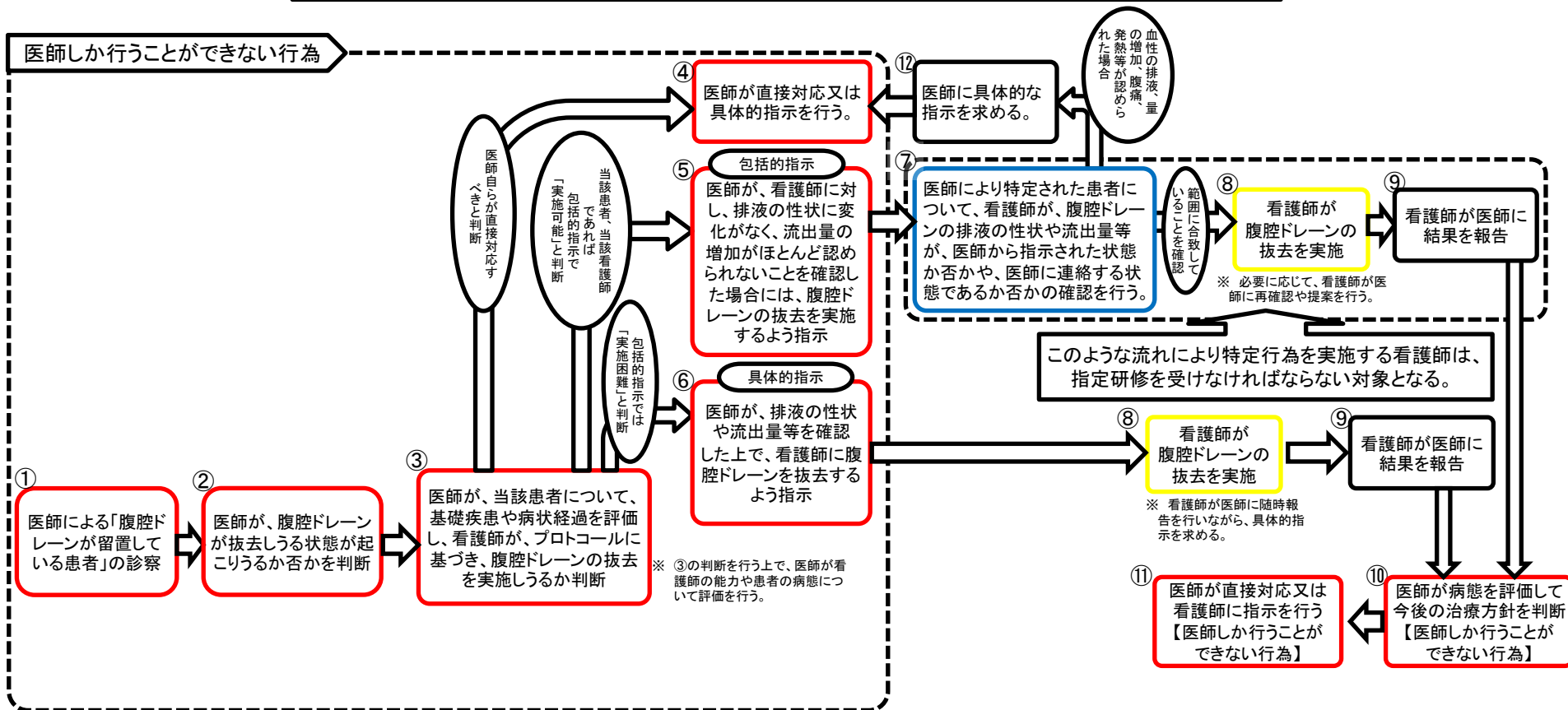
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 経口摂取量の増量、検査結果(TP、ALB)など、栄養状態の改善が認められた場合
→ 中心静脈カテーテルの抜去を実施
- 栄養状態の改善が認められない場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【86】腹腔ドレーン抜去(腹腔穿刺後の抜針含む)～



<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

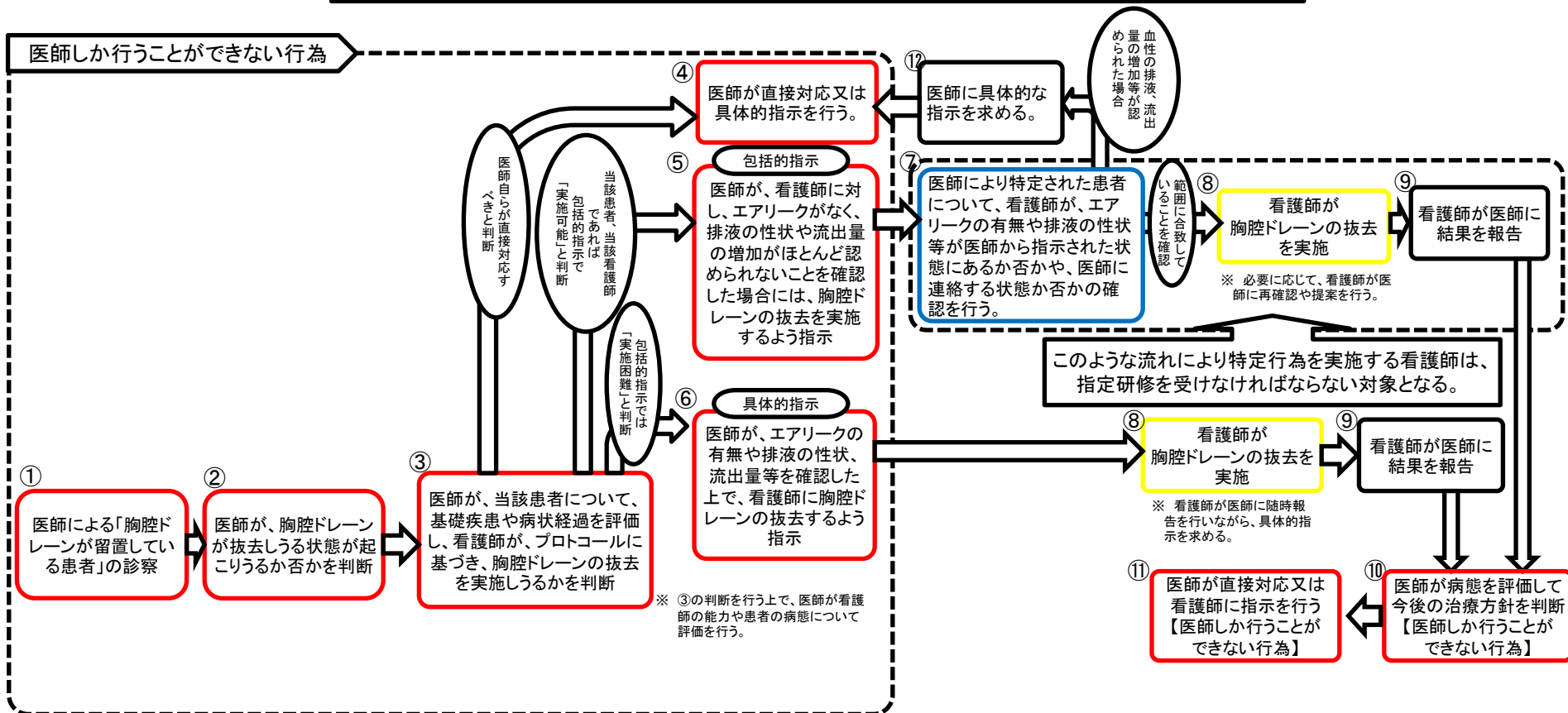
- 1) 排液の性状に変化がなく、流出量の増加がほとんど認められない場合
→ 腹腔ドレーンを抜去
- 2) 排液の性状の変化や流出量の増加、挿入部周囲の発赤や腹痛、発熱が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
～【88】胸腔ドレーン抜去～

医師しか行うことができない行為



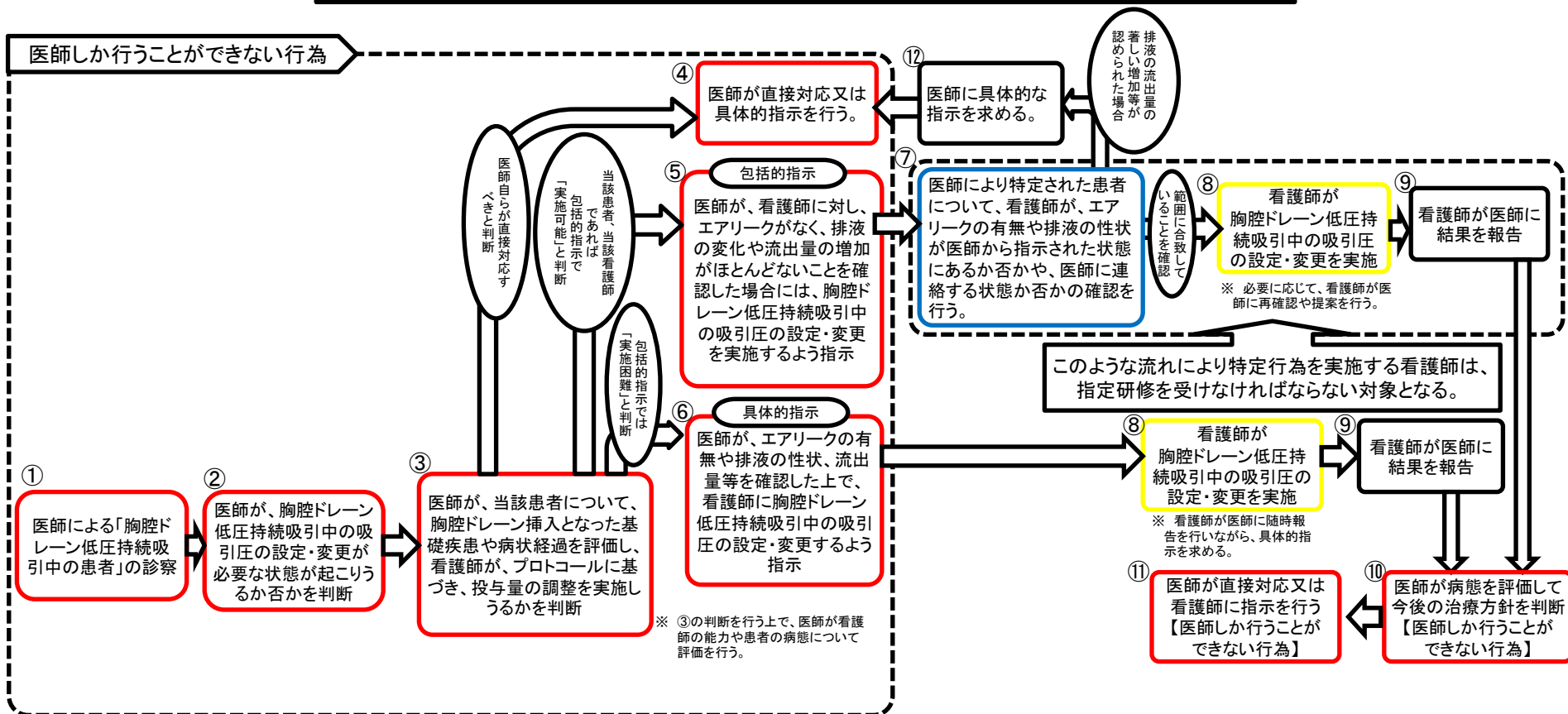
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) エアリークがなく、排液の性状の異常や流出量の増加がほとんど認められない場合
→ 胸腔ドレーンの抜去を実施
- 2) エアリークの増強や排液の性状の異常、流出量の著しい増加、挿入部周囲に感染徴候が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～ 【89】胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更 ～



<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

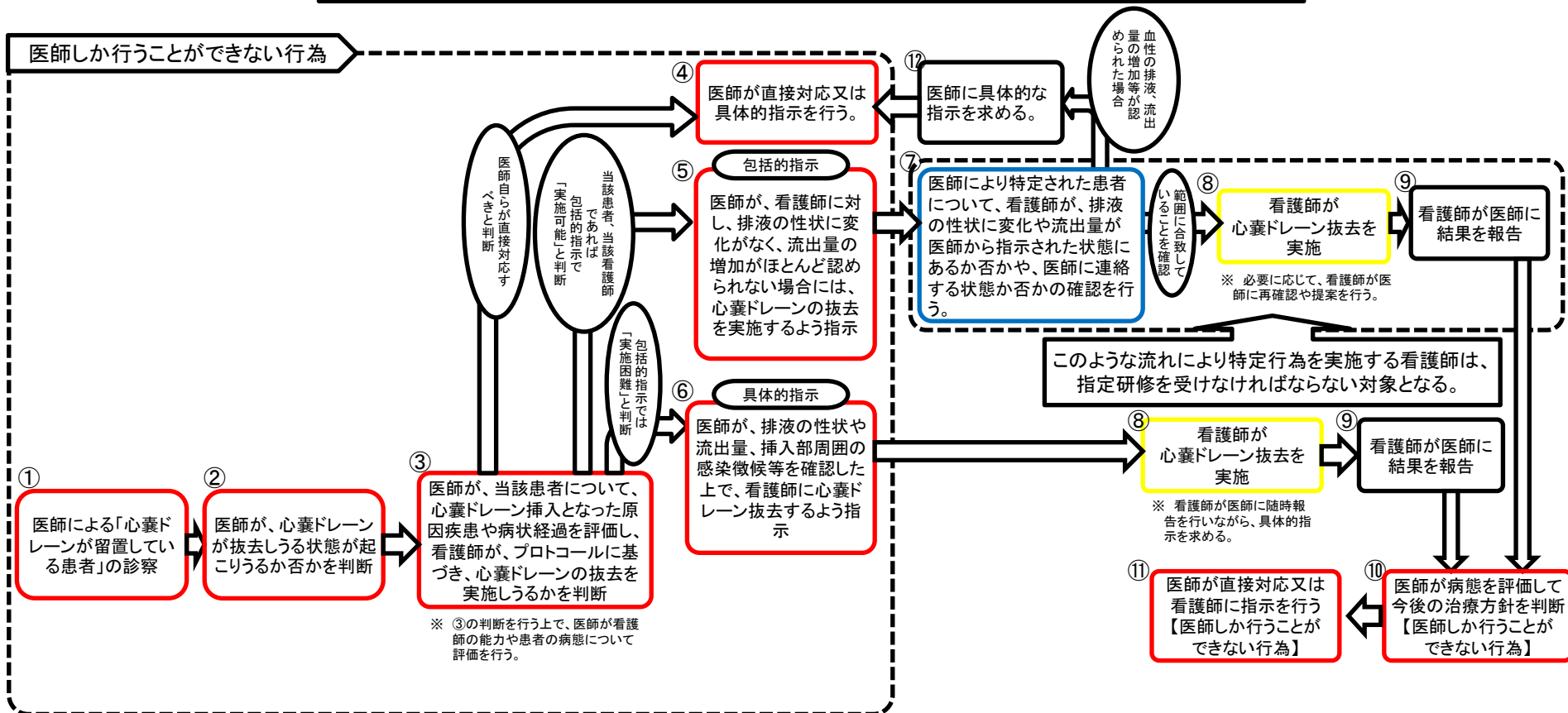
- 1) エアリークの増強がなく、排液の性状の変化や流出量の増加がほとんど認められない場合
→ 胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更を実施
- 2) エアリークの増強、排液の性状の変化や流出量の著しい増加が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
～【90】心嚢ドレーン抜去～

医師しか行うことができない行為



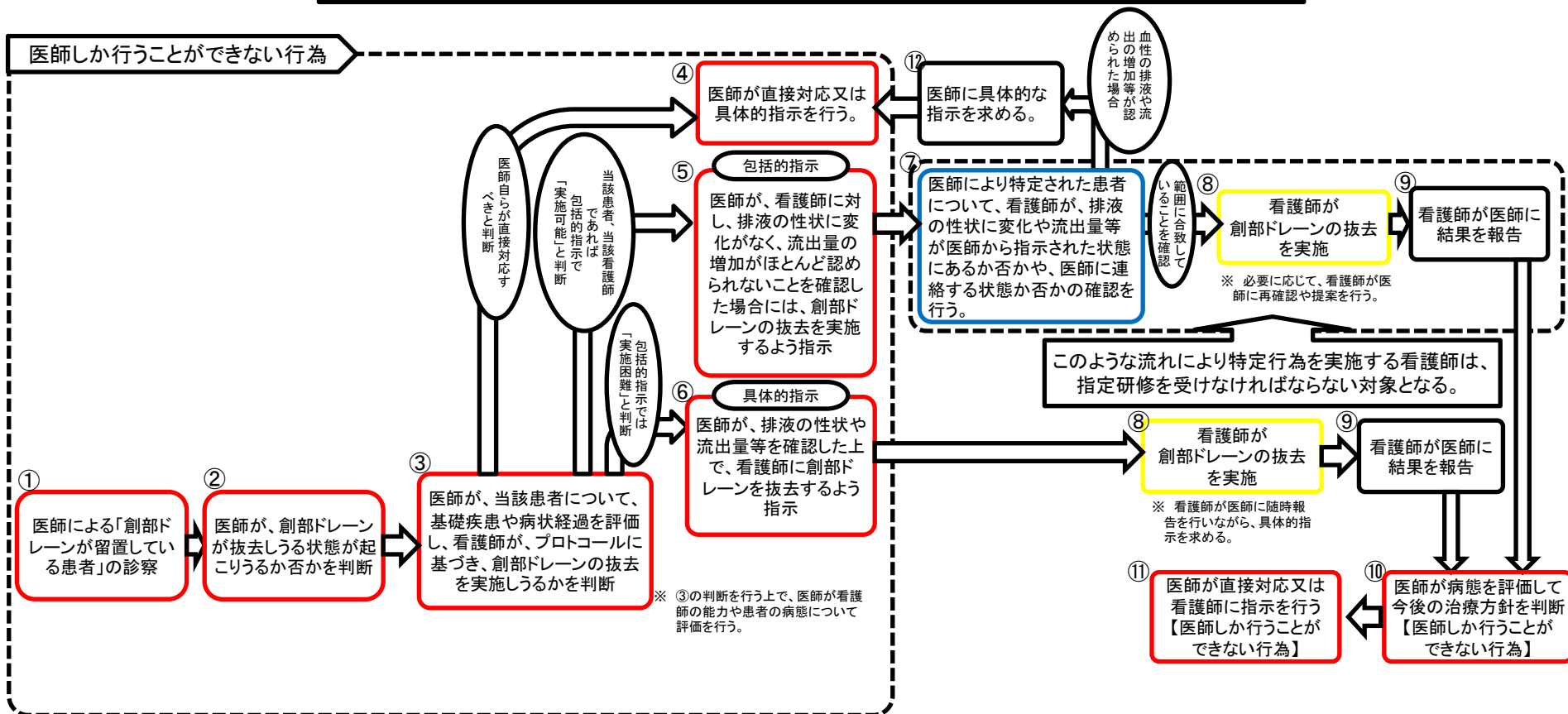
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 排液の性状に変化がなく、流出量の増加がほとんど認められない場合
→ 心嚢ドレーンを抜去
- 2) 排液の性状に変化や流出量の増加、挿入部周囲発赤や発熱が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
～【91】創部ドレーン抜去～



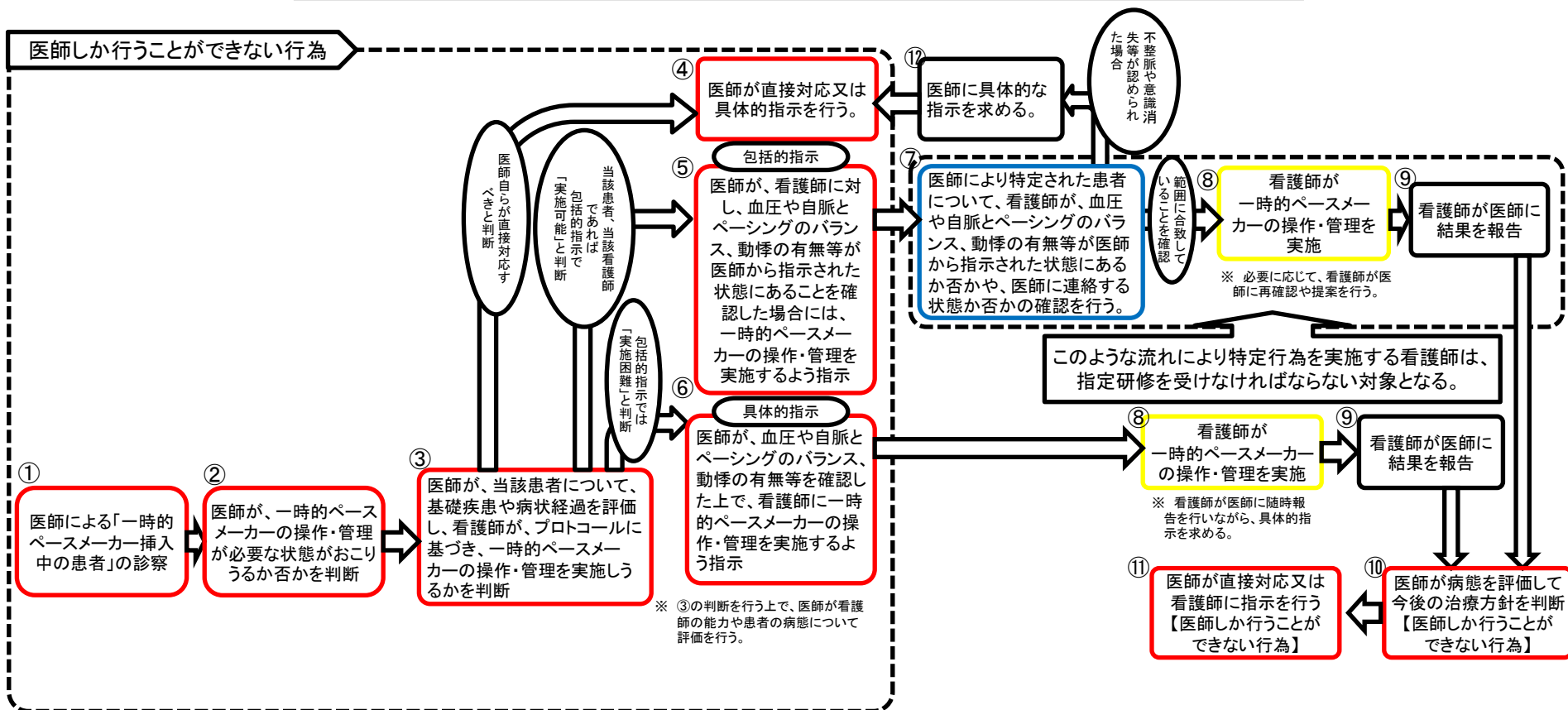
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 排泄の性状に変化がなく、流出量の増加がほとんど認められない場合
→ 創部ドレーンを抜去
- 2) 排泄の性状の変化や流出量の増加、挿入部周囲の発赤や発熱が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【93】「一時的ペースメーカー」の操作・管理～



＜⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ＞

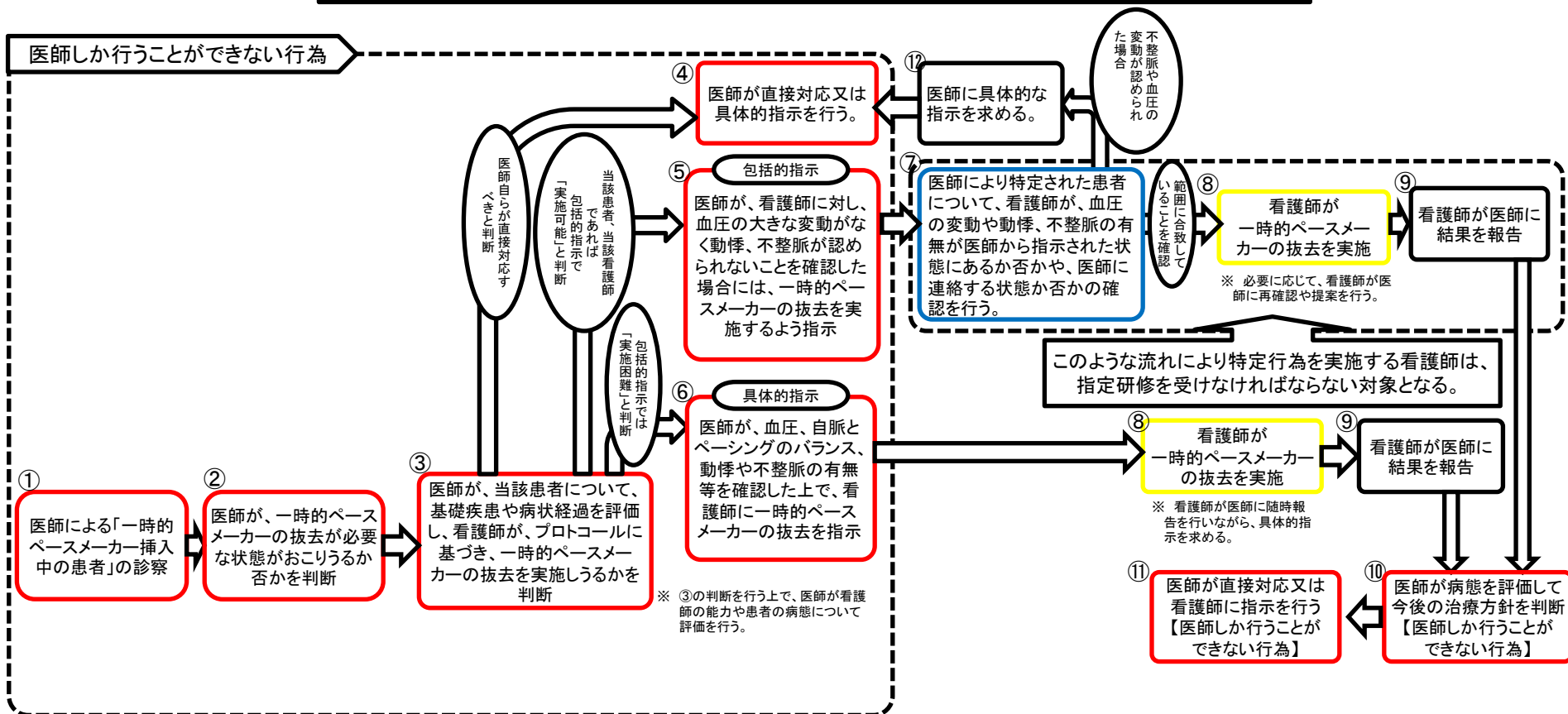
- 1) 血圧、自脈とペースングのバランス、動悸の有無などが医師から指示された状態にある場合
 → ペースングの頻度・強度の変更
- 2) 不整脈や意識消失が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
～【94】「一時的ペースメーカー」の抜去～

医師しか行うことができない行為



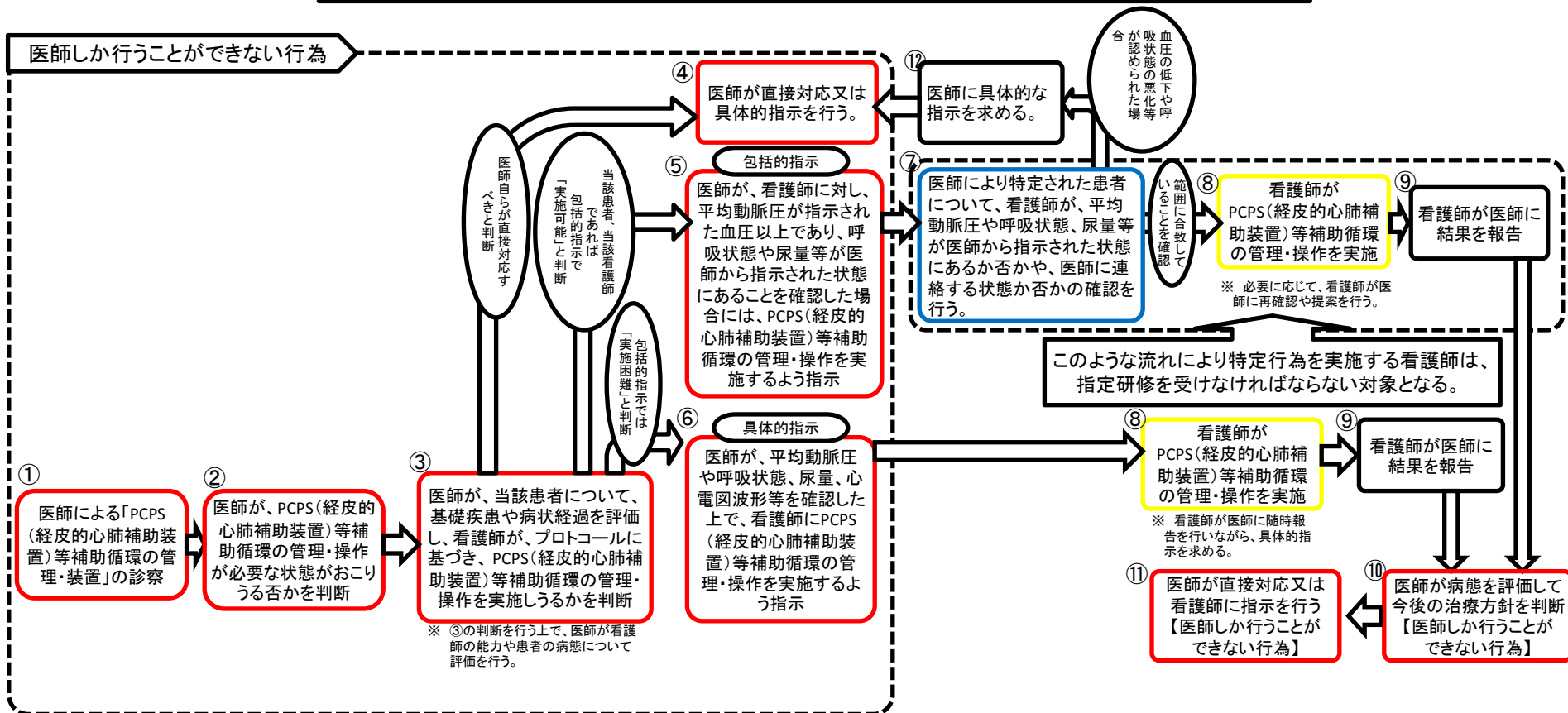
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 血圧の大きな変動がなく、動悸や不整脈が認められない場合
→ 一時的ペースメーカーを抜去
- 2) 不整脈や血圧の変動が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【95】PCPS(経皮的心肺補助装置)等補助循環の管理・操作～



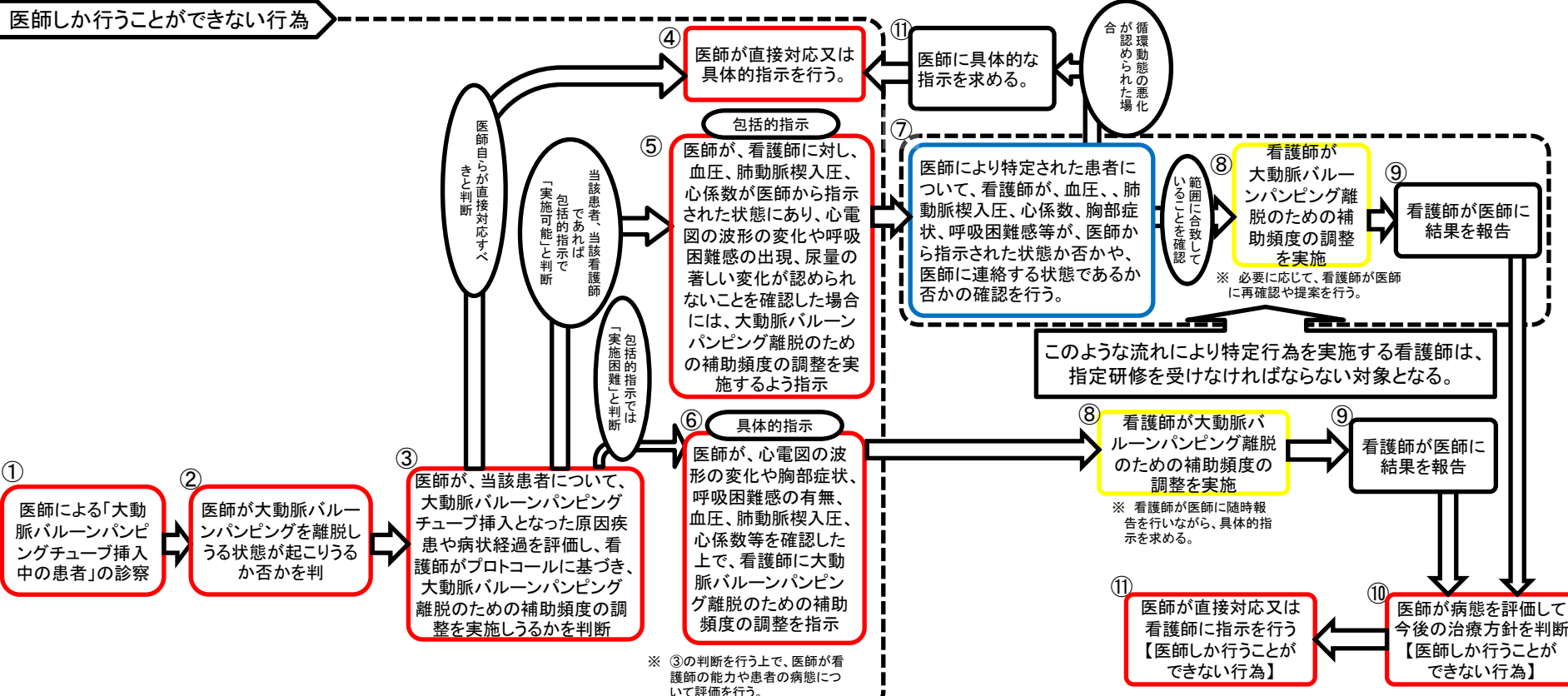
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 平均動脈圧が指示された血圧以上であり、呼吸状態や体温、尿量、心電図波形の変化が認められない場合
 → PCPS(経皮的心肺補助装置)等補助循環の補助血流量を減じる
- 2) 血圧の低下や呼吸回数の増加など、循環動態や呼吸状態の悪化を認めた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～ 【96】大動脈バルーンパンピング離脱のための補助頻度の調整 ～



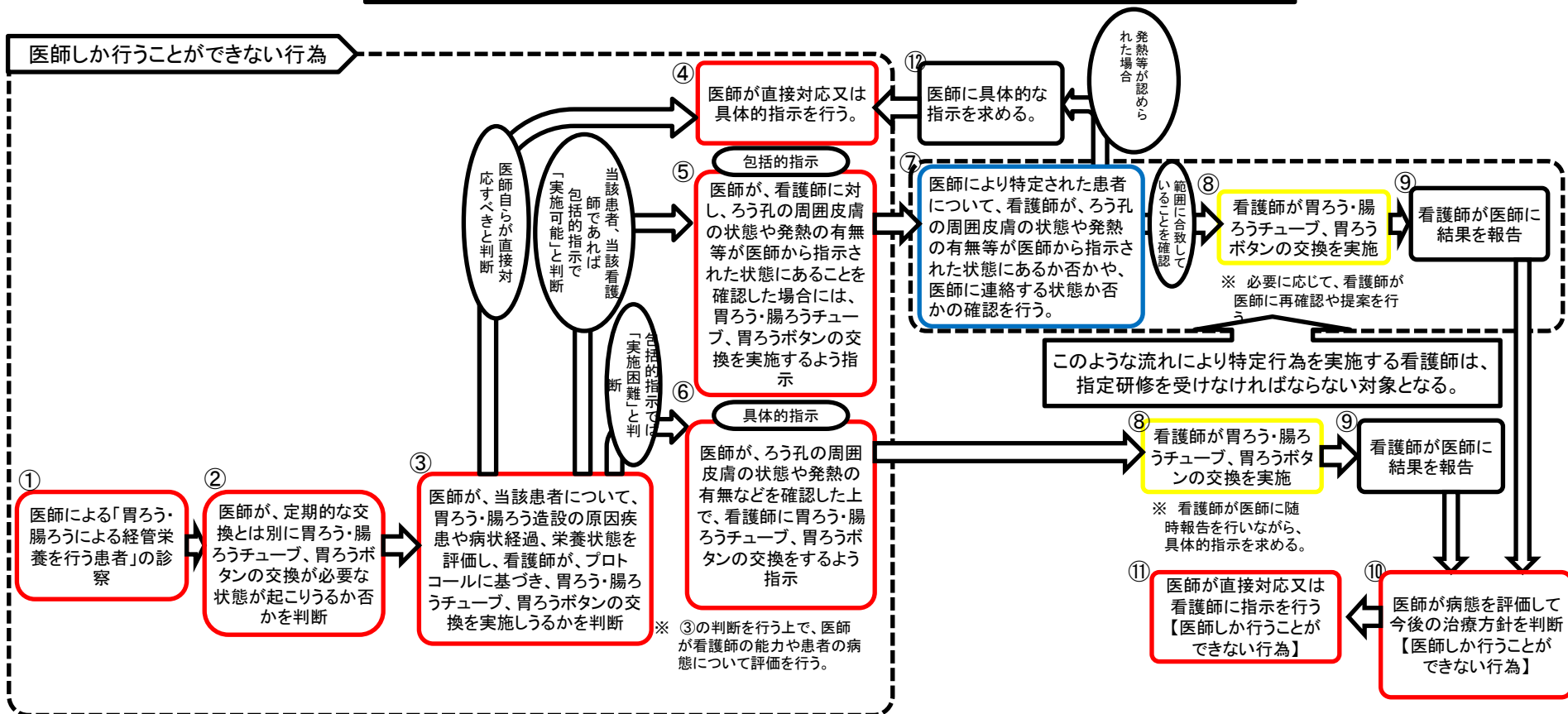
＜⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ＞

- 1) 補助循環の割合を徐々に減ずる過程で、血圧、肺動脈楔入圧、心係数が医師から指示された状態にあり、心電図の波形の変化や呼吸困難感の出現、尿量の著しい変化が認められない場合
→ 大動脈バルーンパンピング離脱のための補助頻度の調整を実施
- 2) 胸部症状、呼吸困難感の出現や血圧の低下等の悪化が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「**歯科医行為**」の場合は「**医師**」を「**歯科医師**」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【109・110・112】-2 胃ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換～



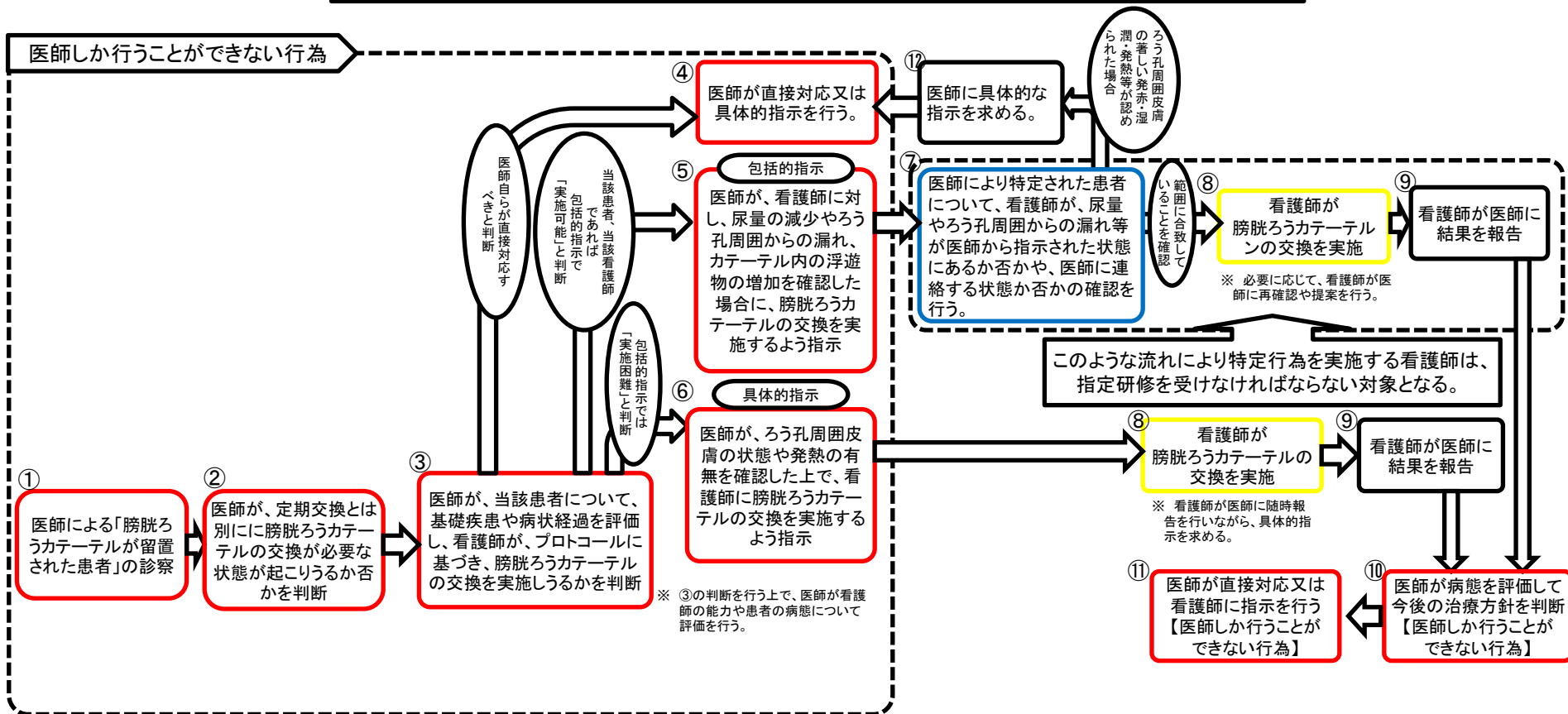
＜⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ＞

- 1) ろう孔の周囲皮膚の発赤・腫張・熱感や、発熱の有無が医師から指示された状態にある場合
 → 胃ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換を実施
- 2) 発熱が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【113】膀胱ろうカテーテルの交換～



＜⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ＞

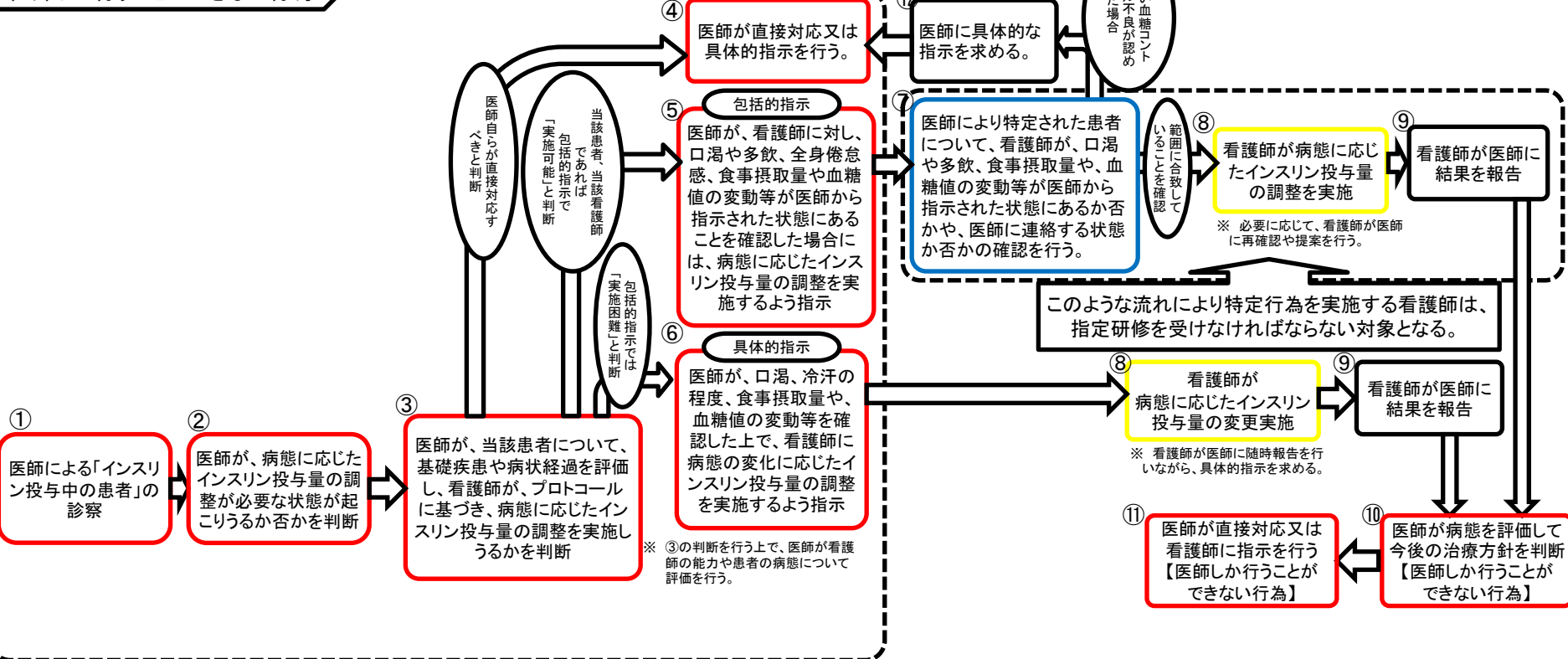
- 1) 尿量の減少やろう孔周囲からの漏れ、カテーテル内の浮遊物の増加が認められた場合
→ 膀胱ろうカテーテルの交換を実施
- 2) ろう孔周囲皮膚の著しい発赤・湿潤・発熱が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
～【131】病態に応じたインスリン投与量の調整～

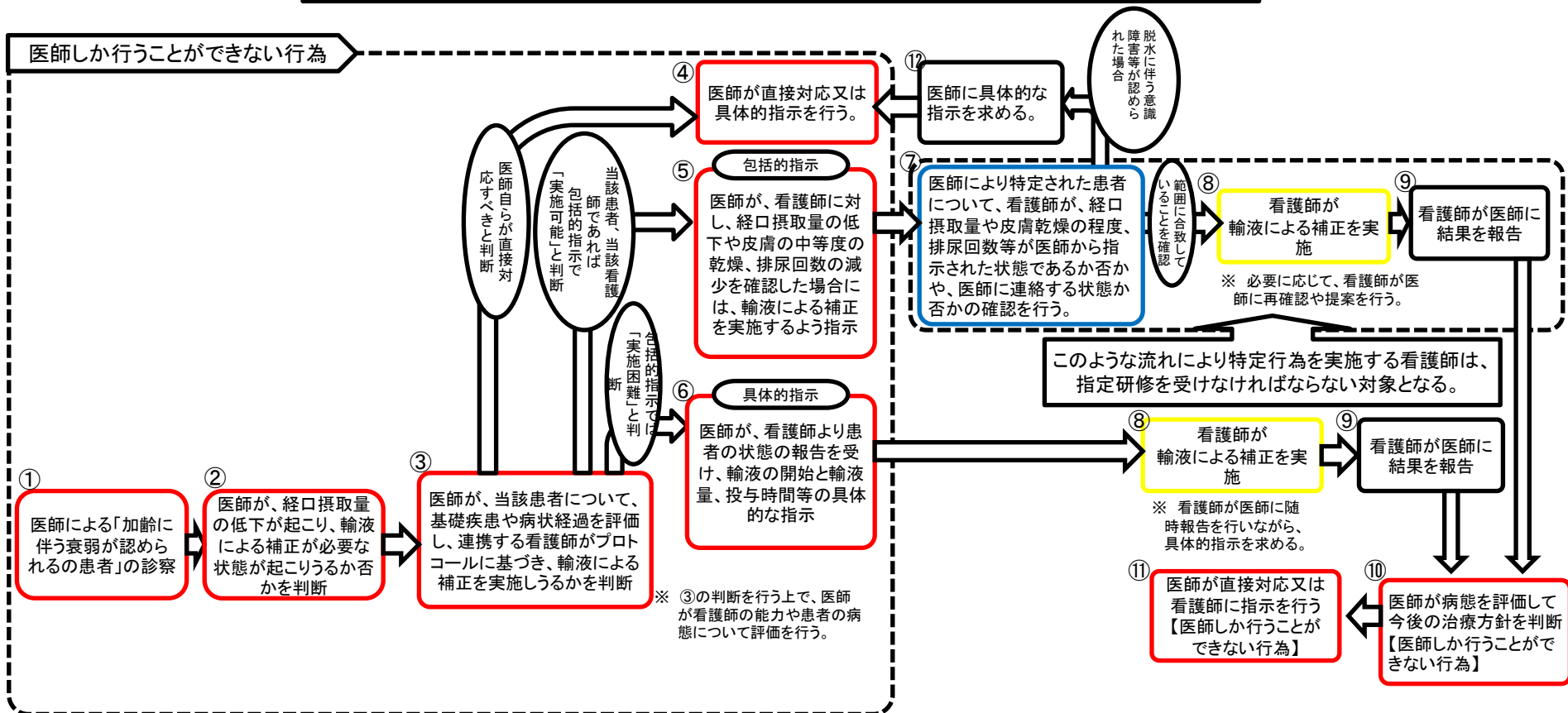
医師しか行うことができない行為



<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 口渇や多飲、全身倦怠感を認め、持続的な高血糖が認められた場合
→ 病態に応じたインスリン投与量の調整を実施 (糖尿病治療薬の種類、投与量の上限等は医師が事前に指示)
(例: 糖尿病を合併の高カロリー輸液投与中の患者、意識レベルの低下や高血糖が認められた場合に、インスリン投与量を増量する)
- 2) 著しい血糖コントロールの不良が認められた場合
→ 医師に連絡

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【133】脱水の程度の判断と輸液による補正～



プロトコールのイメージ

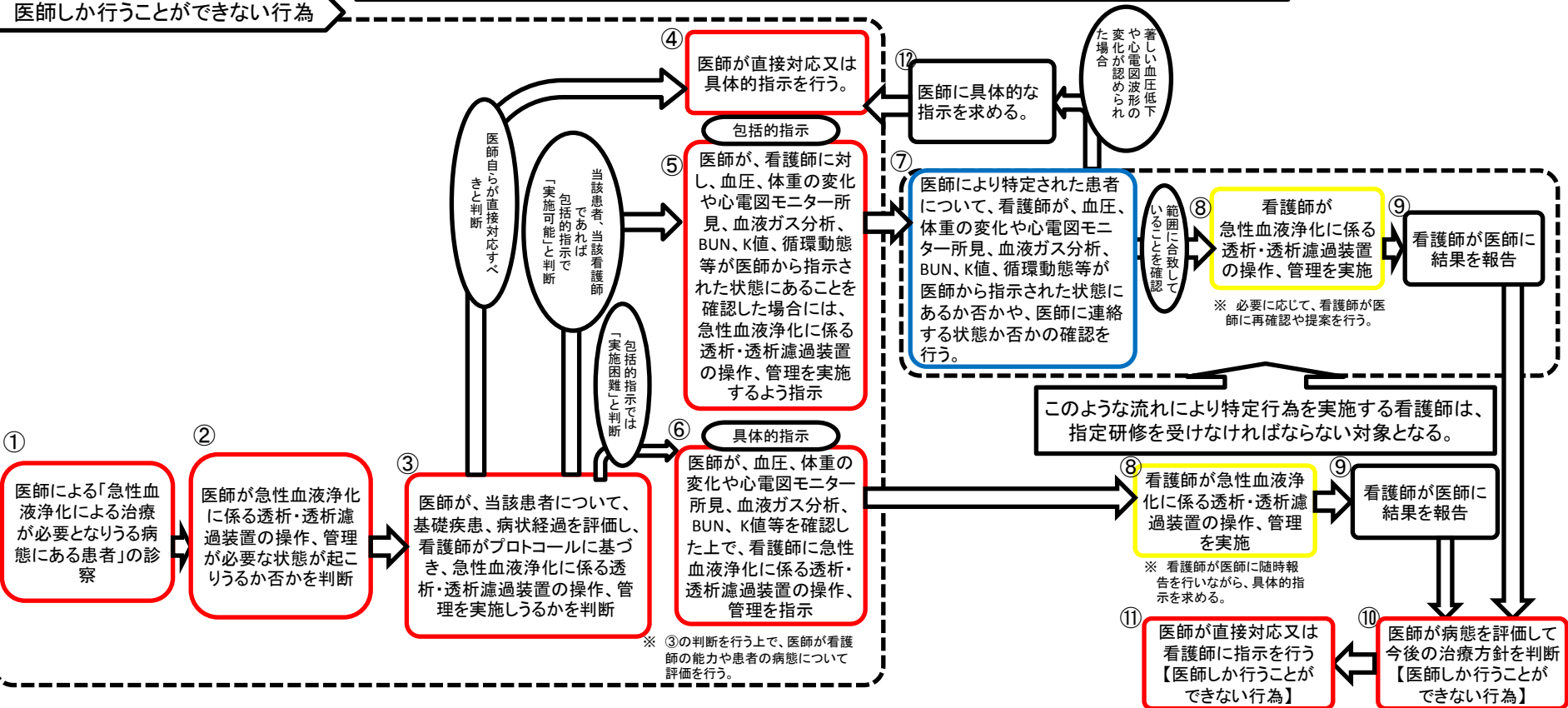
- 経口摂取量の低下、皮膚の乾燥が中等度、排尿回数が通常より少なく医師から指示された状態にある場合
→ 補液(補液量、組成等については医師が事前に指示)
- 脱水に伴う意識障害が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
～【137】急性血液浄化に係る透析・透析濾過装置の操作、管理～

医師しか行うことができない行為



＜⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ＞

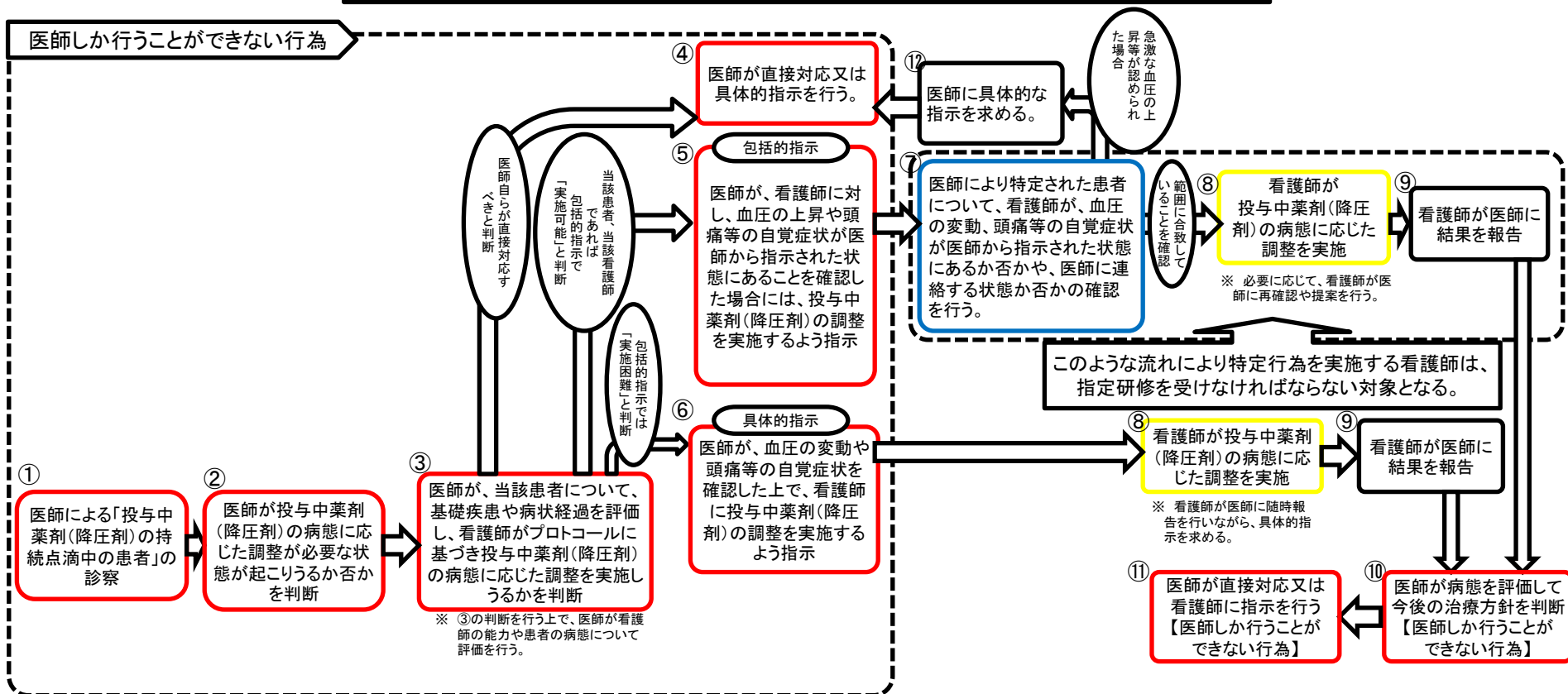
- 1) 身体所見(血圧、体重の変化、心電図モニター所見など)や検査結果(血液ガス分析、BUN、K値など)、循環動態等が医師から指示された状態にある場合
→ 急性血液浄化に係る透析、透析濾過装置の操作、管理の実施
- 2) 著しい血圧低下や心電図波形の変化が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【147-1】持続点滴投与中薬剤(降圧剤)の病態に応じた調整～

医師しか行うことができない行為



<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

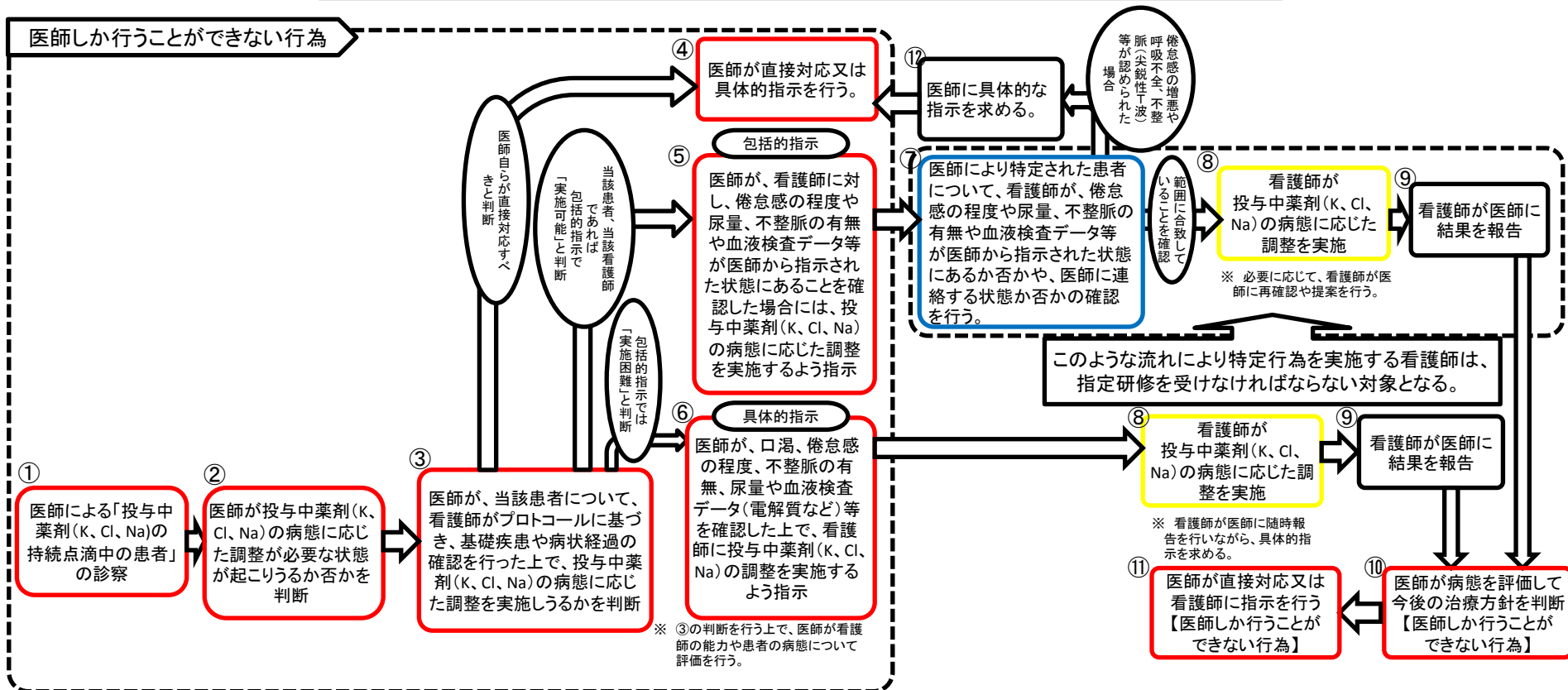
- 1) 血圧の上昇があり、頭痛等の自覚症状が認められた場合
 → 投与中薬剤(降圧剤)の投与量・速度を変更する(薬剤の種類・投与量の調整範囲については医師が事前に指示)
- 2) 急激な血圧の上昇や頭痛の増強、意識レベルの低下等を認めた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【151-1】持続点滴投与中薬剤(K、Cl、Na)の病態に応じた調整～

医師しか行うことができない行為



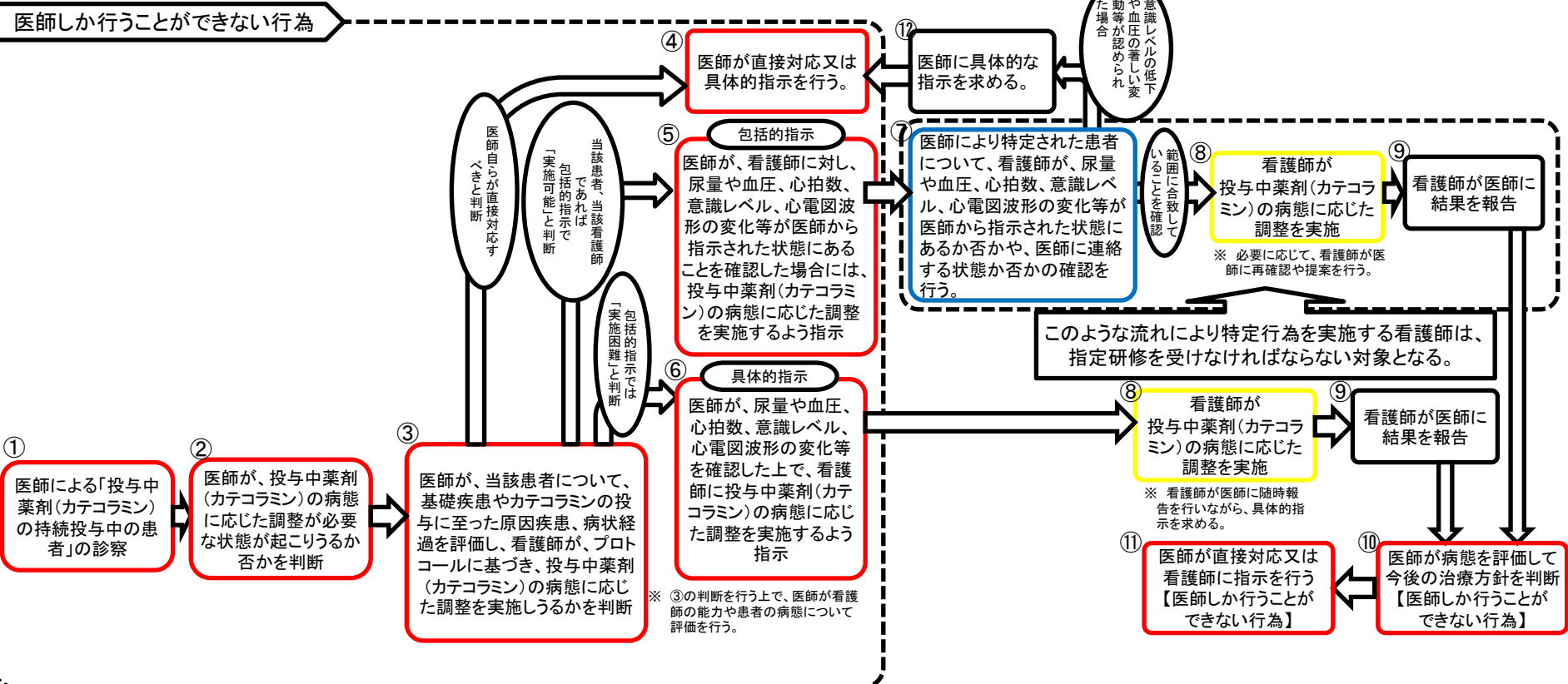
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 倦怠感の程度や尿量、不整脈の有無や血液検査データ(電解質など)が医師から指示された状態にある場合
 → 投与中薬剤(K、Cl、Na)の病態に応じた調整を実施 (薬剤の種類・投与量の調整範囲については医師が事前に指示)
 (例: 心電図の変化(不整脈など)や検査結果にて電解質に関する数値の上昇を認めた場合に、投与中薬剤(K、Cl、Na)の投与量を減じる)
- 倦怠感の増悪や呼吸不全、不整脈(尖鋭性T波)等が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
～【152-1】持続点滴投与中薬剤(カテコラミン)の病態に応じた調整～



＜⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ＞

1) 尿量や血圧、心拍数、意識レベル、検査結果(心電図波形の変化等)が医師から指示された状態にある場合
→ 投与中薬剤(カテコラミン)の病態に応じた調整を実施 (薬剤の種類、投与量の調整範囲については医師が事前に指示)
(例: カテコラミン持続投与中の患者が、血圧が低下し、尿量の減少を認め、心拍数、心電図波形の変化、意識レベルが、医師から指示された範囲内の病態の変化である場合→ 投与中薬剤(カテコラミン)を増量をする。)

2) 意識レベルの低下や血圧の著しい変動等が認められた場合
→ 医師に連絡

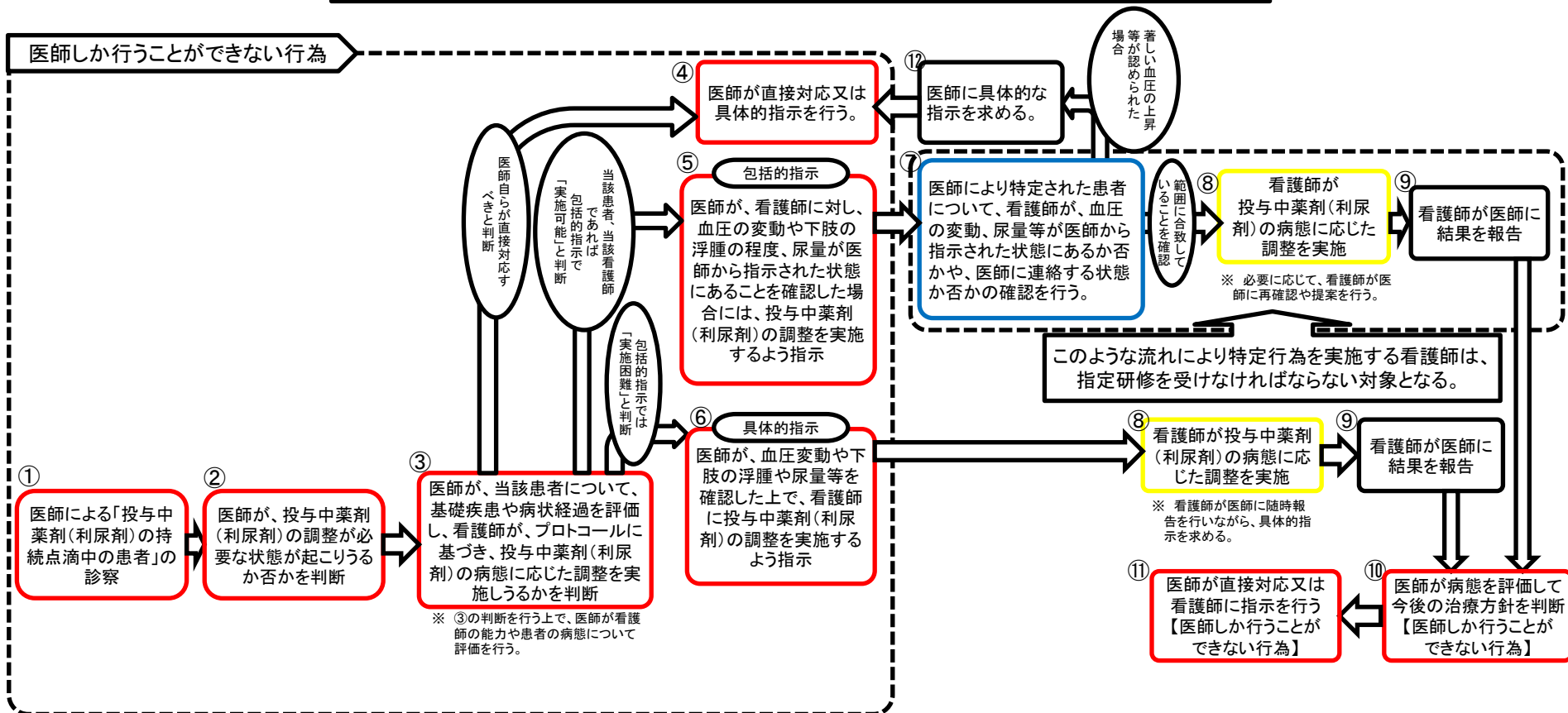
1) 尿量や血圧、心拍数、意識レベル、検査結果(心電図波形の変化等)が医師から指示された状態にある場合
→ 投与中薬剤(カテコラミン)の病態に応じた調整を実施 (薬剤の種類、投与量の調整範囲については医師が事前に指示)
(例:カテコラミン持続投与中の患者が、血圧が低下し、尿量の減少を認め、心拍数、心電図波形の変化、意識レベルが、医師から指示された範囲内の病態の変化である場合→
投与中薬剤(カテコラミン)を増量をする。)

2)意識レベルの低下や血圧の著しい変動等が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【153-1】持続点滴投与中薬剤(利尿剤)の病態に応じた調整～



<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

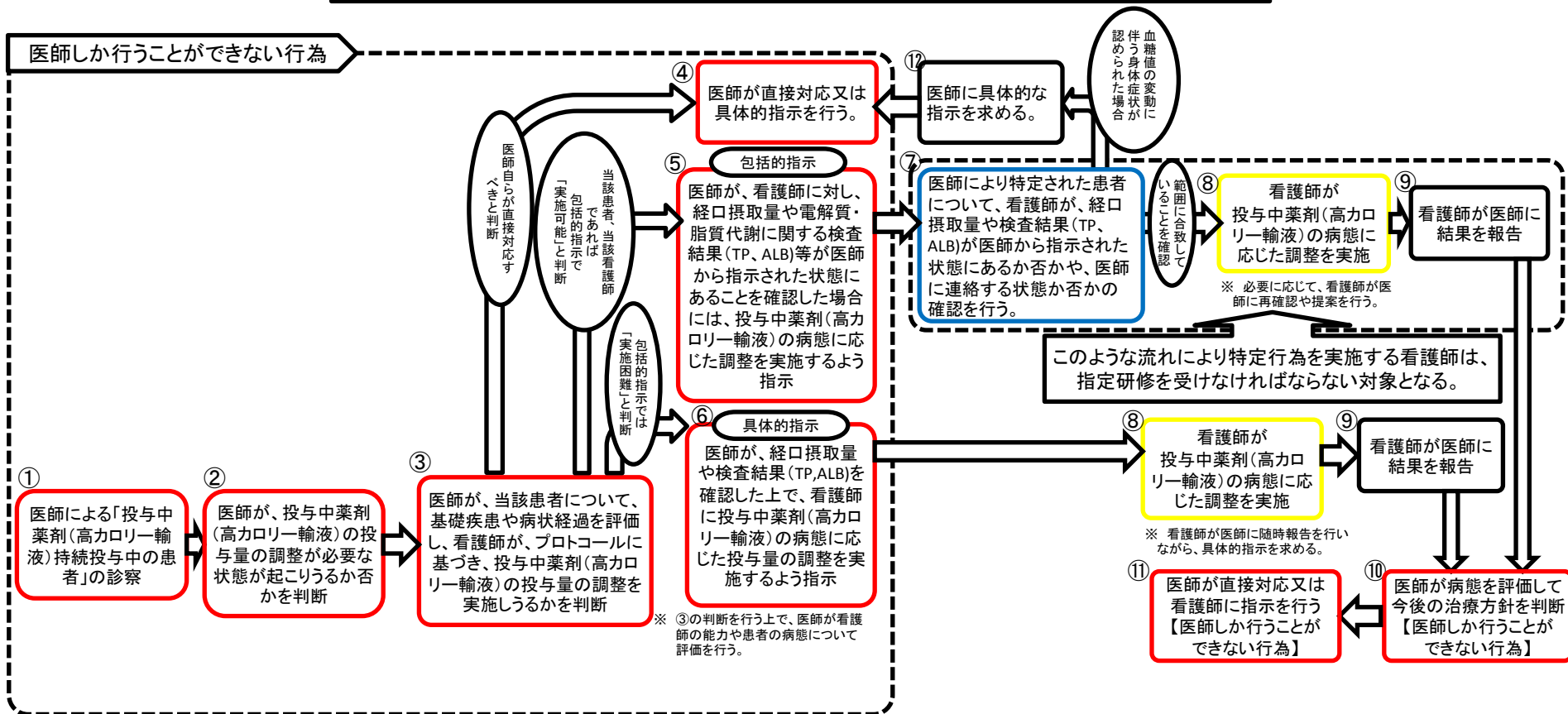
- 1) 下肢の浮腫の増強、体重増加、尿量の減少があり、検査結果(Na、Clなど)が医師が指示された状態にある場合
 → 投与中薬剤(利尿剤)の投与量を増量する。(薬剤の種類・投与量の調整範囲については医師が事前に指示)
- 2) 著しい血圧の上昇が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【154-1】持続点滴投与中薬剤(高カロリー輸液)の病態に応じた調整～

医師しか行うことができない行為



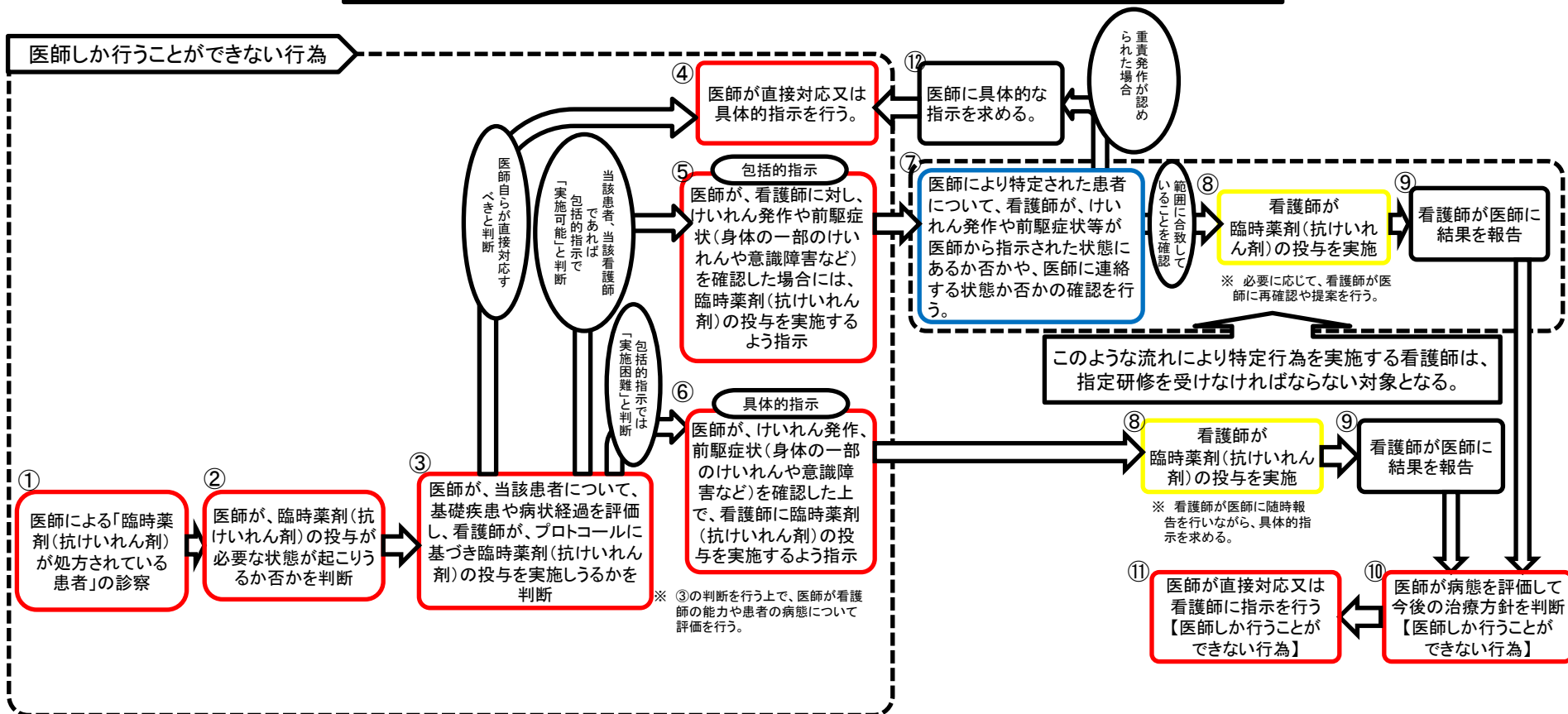
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 経口摂取量の増加、電解質・脂質代謝に関する検査データ(TP、ALB)の上昇を認め、栄養状態の改善が認められた場合
 → 投与中薬剤(高カロリー輸液)の減量を実施
- 血糖値の変動に伴う身体症状が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
～【165-1】臨時薬剤(抗けいれん剤)の投与～



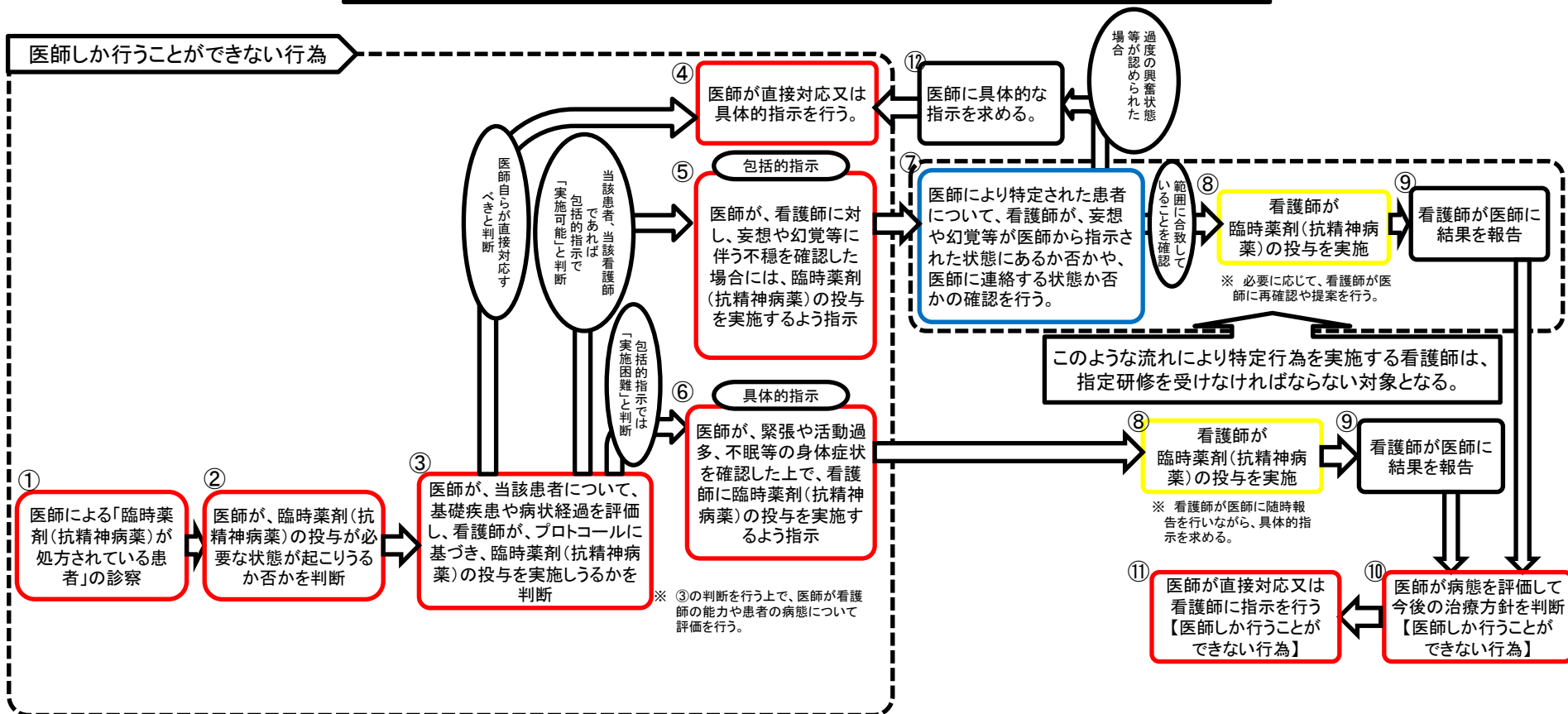
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) けいれん発作や前駆症状(身体の一部のけいれんや意識障害など)が認められた場合
→ 臨時薬剤(抗けいれん剤)の投与を実施 (薬剤の種類・投与量の調整範囲については医師が事前に指示)
- 2) 重積発作が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【170-1】臨時薬剤(抗精神病薬)の投与～



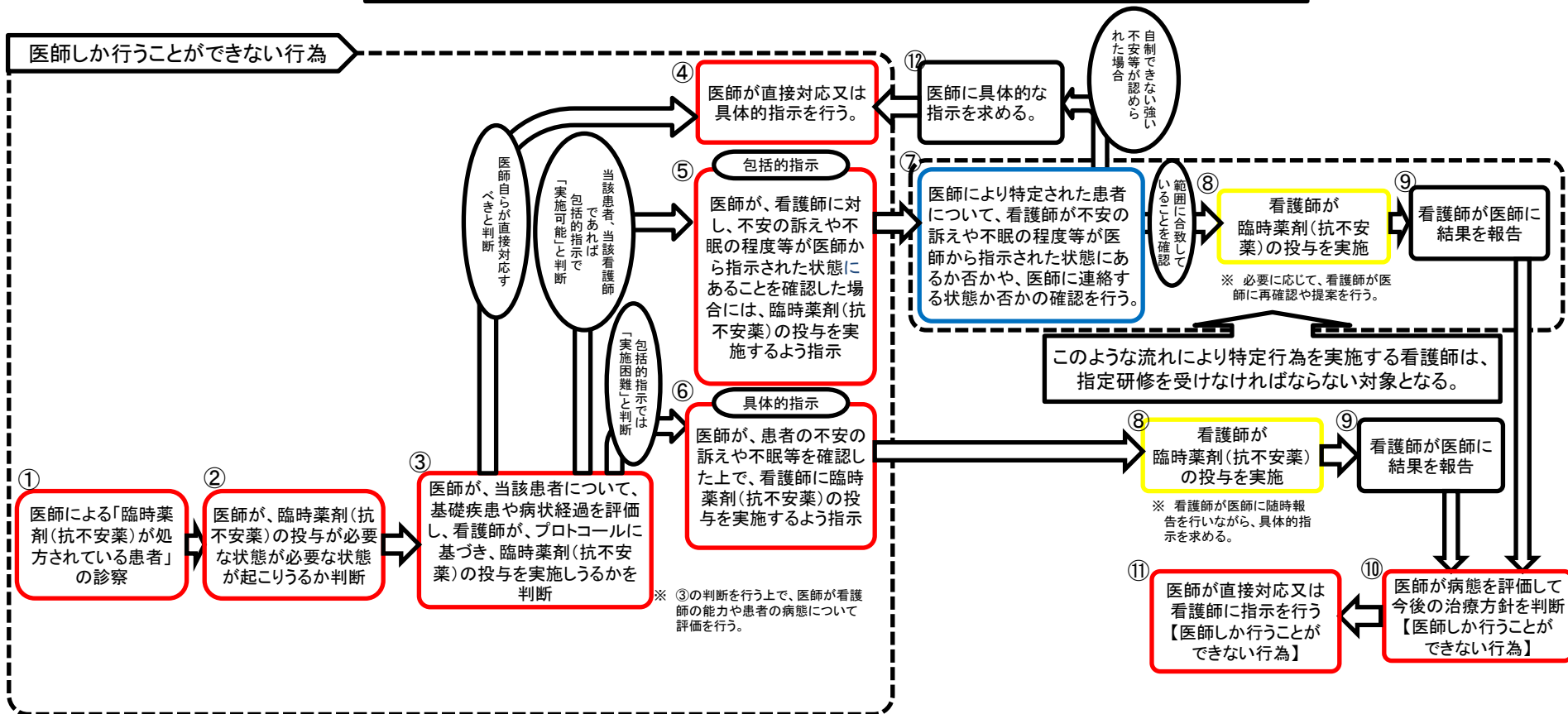
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 妄想や幻覚等に伴う不穏が認められた場合
 → 臨時薬剤(抗精神病薬)の投与を実施 (薬剤の種類・投与量の調整範囲については医師が事前に指示)
- 2) 過度の興奮状態が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【171-1】臨時薬剤(抗不安薬)の投与～



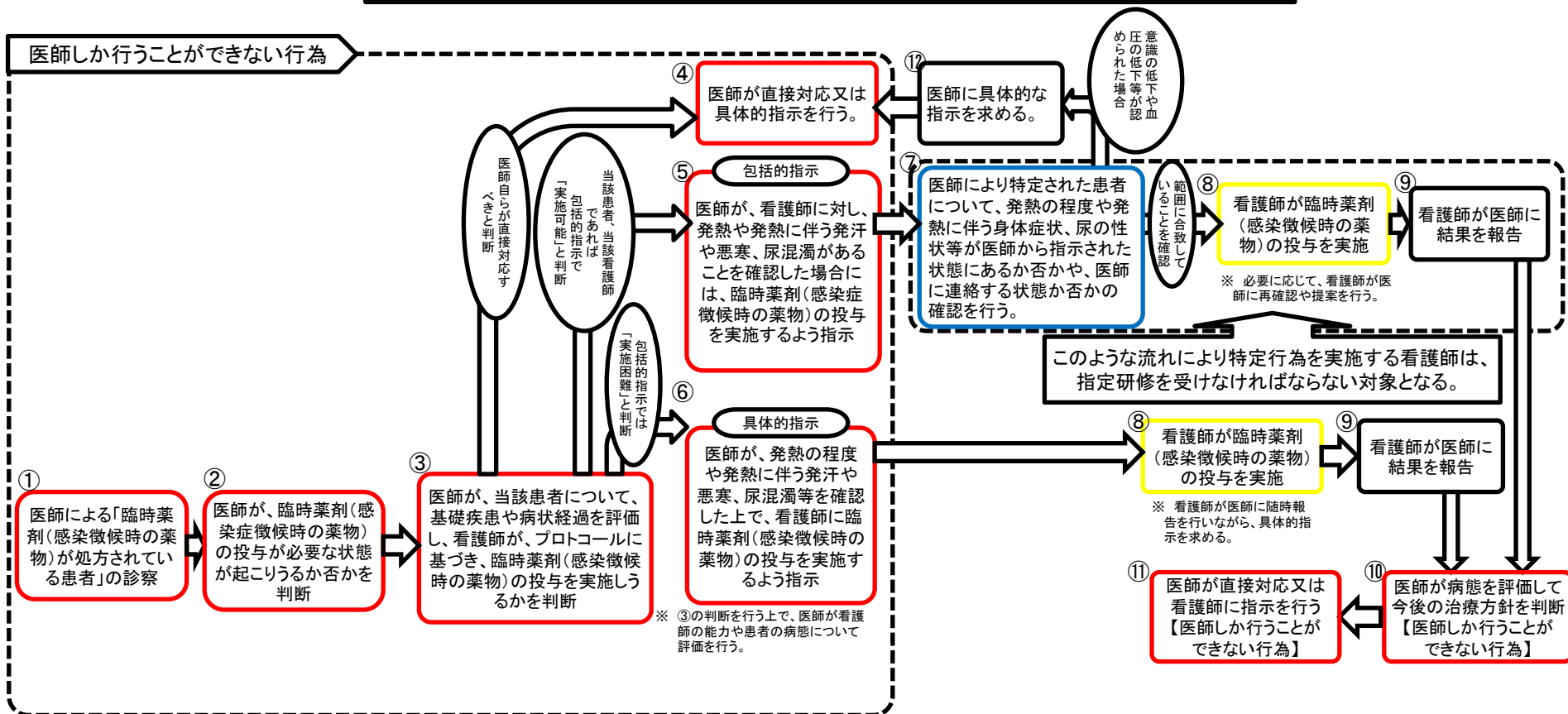
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 繰り返す不安の訴えや不眠などが認められた場合
 → 臨時薬剤(抗不安薬)の投与を実施 (薬剤の種類・投与量の調整範囲については医師が事前に指示)
- 自制できない強い不安等を認めた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【173-1】臨時薬剤(感染徴候時の薬物)の投与～



<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

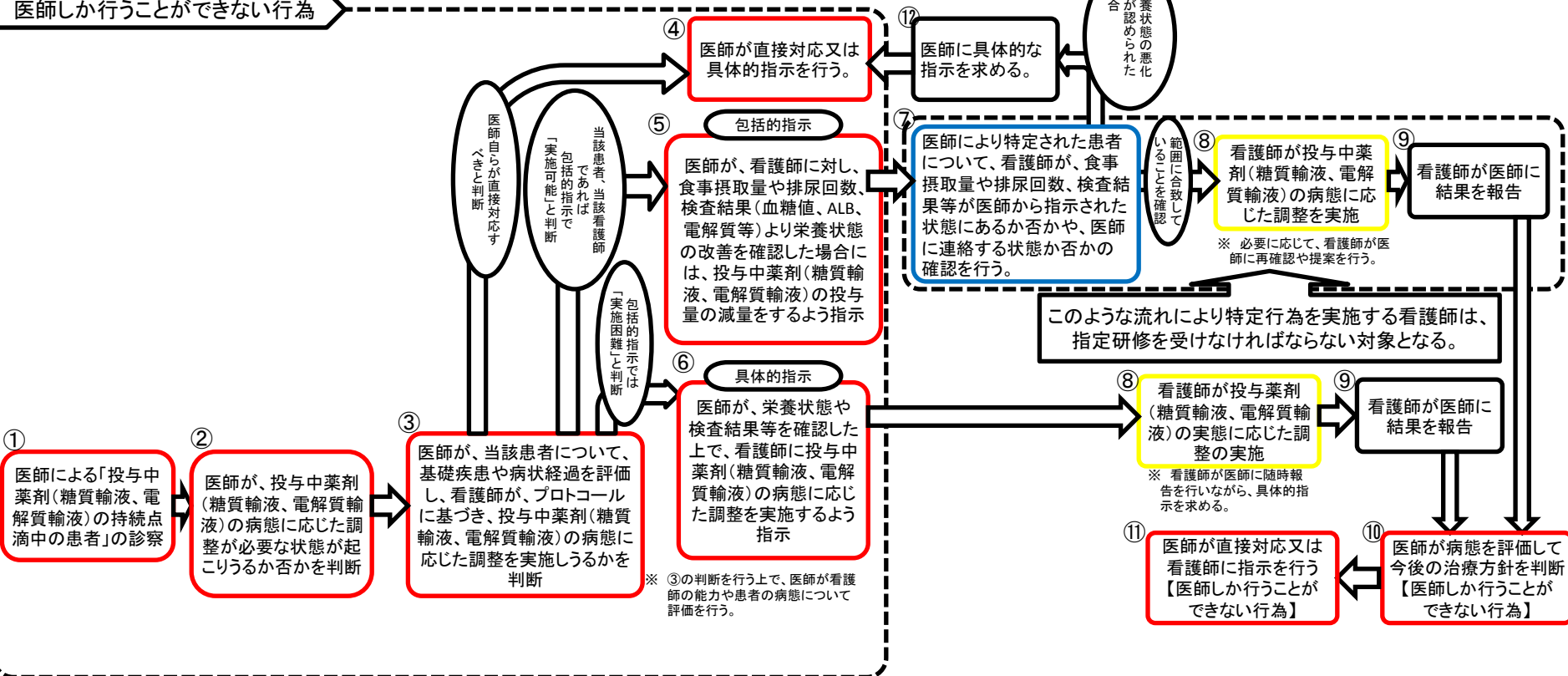
- 1) 発熱や発熱に伴う発汗、悪寒、尿混濁が認められた場合
 → 感染症徴候時の薬物の投与を実施 (薬剤の種類・投与量の調整範囲については医師が事前に指示)
- 2) 意識の低下や血圧の低下などを認めた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【175-1】持続点滴投与中薬剤(糖質輸液、電解質輸液)の病態に応じた調整～

医師しか行うことができない行為



<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

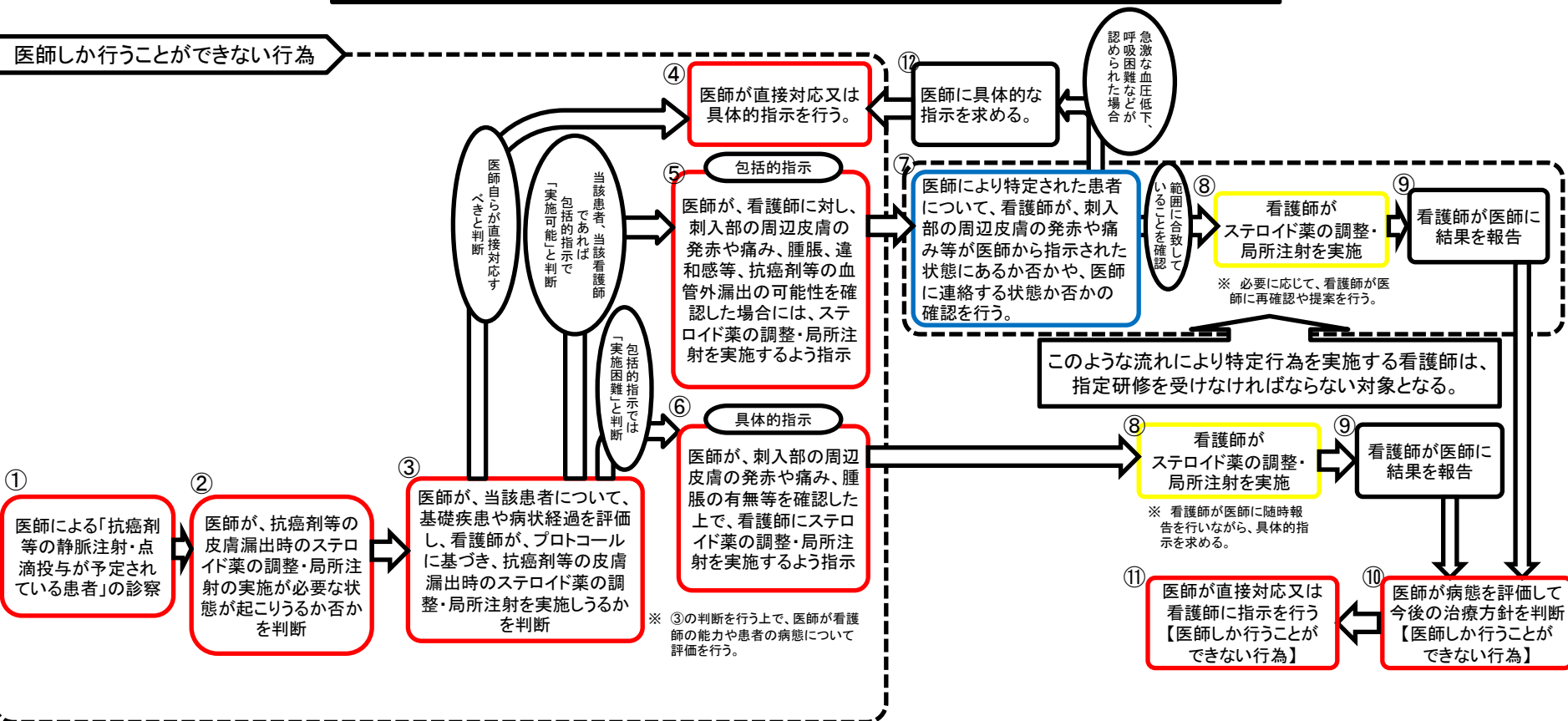
- 1) 食事摂取量の増加や排尿回数、検査結果(血糖値、ALB、電解質等)の改善など、栄養状態の改善が認められた場合
 → 投与中薬剤(糖質輸液、電解質輸液)を減量する (薬剤の種類・投与量の調整範囲については医師が事前に指示)
- 2) 食事摂取量の低下や消化器症状の悪化など栄養状態の低下が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～【178-1】抗癌剤等の皮膚漏出時のステロイド薬の調整・局所注射の実施～

医師しか行うことができない行為



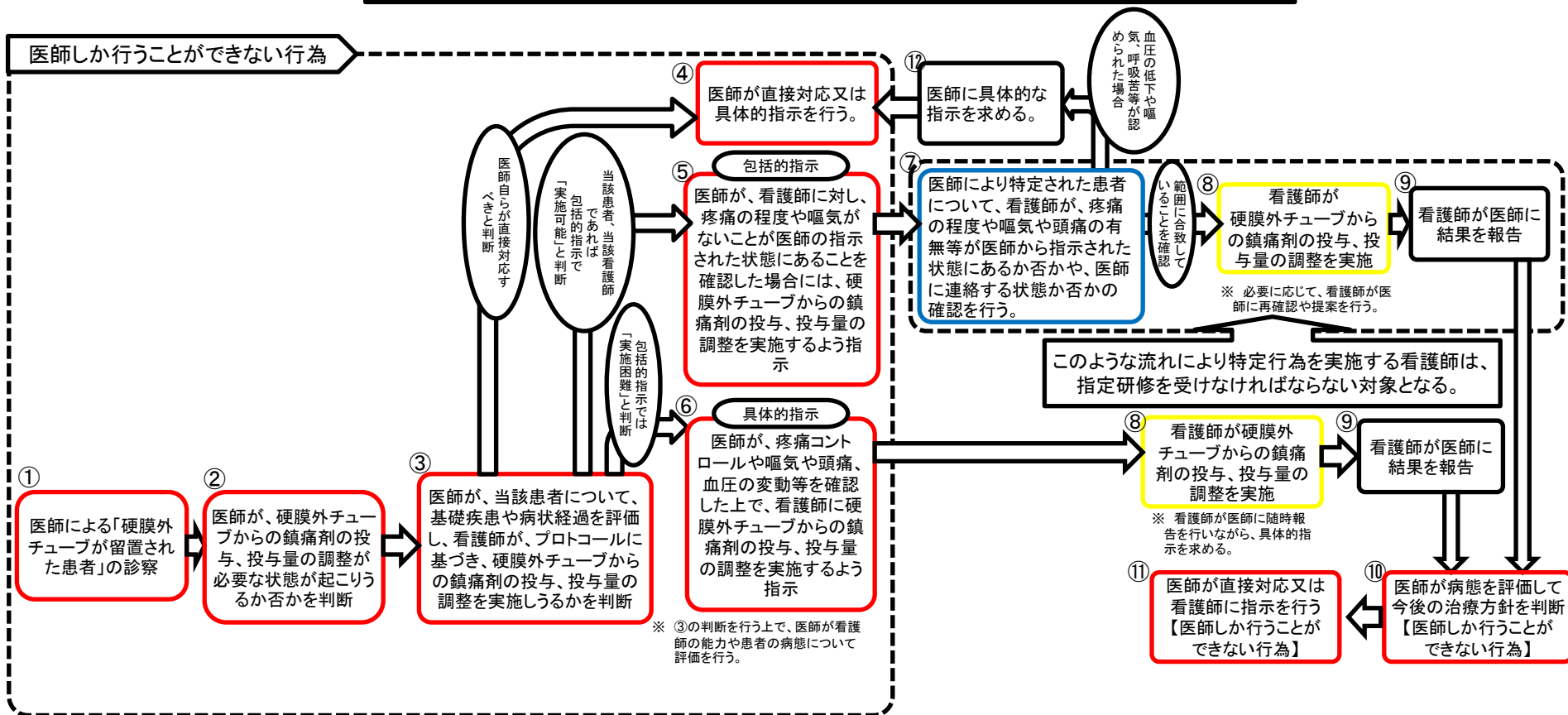
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 刺入部の周辺皮膚の発赤や痛み、腫脹、違和感など抗癌剤等の血管外漏出の可能性が認められた場合
 → ステロイド薬の調整・局所投与を実施 (薬剤の種類・投与量の調整範囲については医師が事前に指示)
- 2) 急激な悪寒(戦慄)、全身の搔痒感などが認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
 ～ 【182】硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整 ～



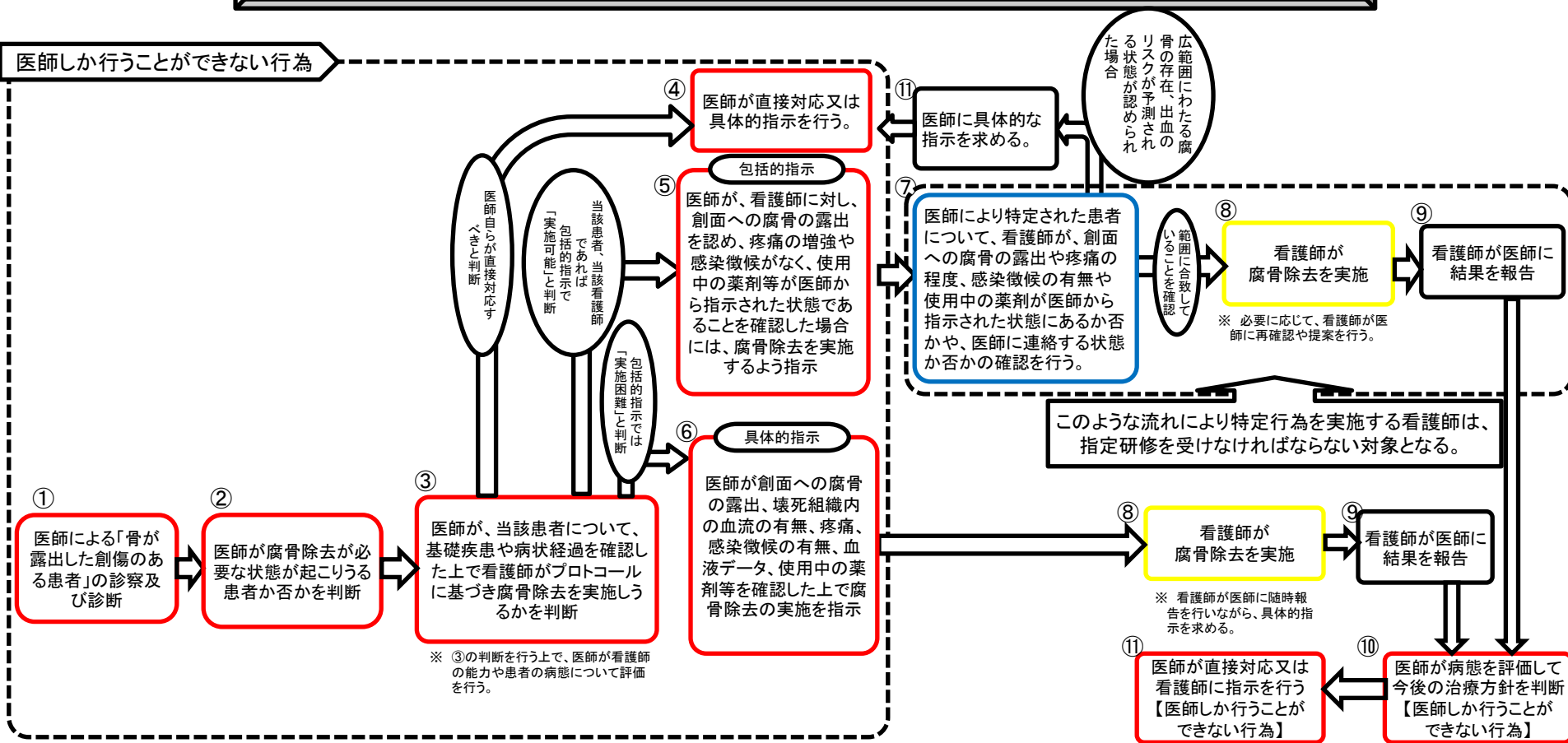
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 疼痛コントロール不良で、嘔気がない場合
 → 硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与量の増量を実施 (硬膜外チューブから投与する薬剤、投与量の調整範囲は医師が事前に指示)
- 2) 血圧の低下や嘔気、呼吸困難感、著しい疼痛の増強が認められた場合
 → 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(イメージ)
～【1002】褥瘡・慢性創傷における腐骨除去～



<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 創面への腐骨の露出を認め、疼痛の増強や感染徴候がなく、使用中の薬剤等が医師から指示された状態であることが認められた場合
→ 腐骨除去を実施
- 2) 広範囲にわたる腐骨の存在、出血のリスクが予測される状態が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。